日本史からみた
十日町市と津南町

歴史探究委員会

まえがき

十日町市、津南町の青年である我々十日町ＪＣのメンバーは、これまで自分たちの住まう地域の歴史や伝統に対する理解を、必ずしも積極的にしてきたとは言えないだろう。たとえ関心を寄せることはあっても、深く掘り下げるなど探究する術は知られていないという現状があるのではないか。

本書において拠り所としたのは、平成の大合併と言われる平成十七年の市町村合併以前に書かれた、旧五市町村の十日町市、川西町、中里村、松代町、松之山町。そして津南町の歴史資料である。

それらの内容は主に、地形や地質、気象や気候、動植物などの自然環境。文化財や民俗。歴史については、原始・古代・中世・近世と多岐にまとめられており、それぞれの分野で専門家が研究の末執筆しただけあって、相当な内容とボリュームであると感じる。

ここで、当歴史探究委員会が最重要視することは、

我々の先人たちがどのような歴史を辿り、

どのような思いからこの地域で暮らしてきたのか

ということである。

それを考察することは、今現在、種々の問題を抱えながらもこの地で生きようとする我々にとって重要であり、十日町市民、津南町民とは一体どういうものなのかというアイデンティティを洞察することになるのだ。

平成二十六年十一月

歴史探究委員長　若井悠里

はじめに

我々の先人たちは何を思い、そして何を考え、この雪深い山間に居を求めたのであろうか。

他のどこにもない魅力が、この地にあったというのだろうか。

現代のような交通網や、経済圏も無かった時代、わざわざこの地を選ぶ理由とは何だったのか。

結論から言おう。

我々の住む十日町市、津南町の先人たちが、この地で生活を続けるきっかけ、その起源は、この地が「荘園（しょうえん）と化した」その時からである。

荘園であればこそ、この地は開拓された。荘園であることが、この地で生きる術となった。その荘園については第三章で解説する。

日本の歴史について、その転換点を指摘するならば、一つ目は聖徳太子（しょうとくたいし）による仏教の受容ではないかと思う。天皇家の神に仏が融合する。いわゆる神仏の習合である。これについては最終章で触れる。

そして二つ目が源頼朝による鎌倉幕府の成立。天皇を置いたまま、別の権力構造が従う形で併存するという状況。これについては第六章で解説する。

三つ目に鎌倉時代末期の承久の変。決定的な主権在民の意志の中でも、天皇は維持された。これは第七章をご覧頂きたい。

ちなみに四つ目が明治維新と続くところではあるが、我々の先人たちの、この地で生きることに対する激しい衝動が発揮されたのは、第七章における「建武（けんむ）の中興（ちゅうこう）」であり、それが第八章の上杉氏の支配過程において収束に向かい、それ以降その情熱は失せると考えた。

本書において、覚えづらいような人名や年代、用語が出てくるかもしれないが、もし難解なものに当たった場合でも、すべて読み飛ばして忘れて頂いて構わな

い。

ただし第一章から順を追って、滔々と連続し流れ続けるダイナミックな日本史と、地方の一部である十日町市と津南町の歴史を、対比して感じて頂ければ幸いである。

平成二十六年十一月

歴史探究委員長　若井悠里

目次

まえがき

はじめに

第一章　妻有とは何か　6

第二章　波多岐庄と妻有庄　9

第三章　荘園とは何か　13

氏姓制度とは／律令制の確立／律令制の崩壊／荘園の発生

第四章　十日町市、津南町の荘園と公領　23

波多岐庄の荘園領主／妻有庄の支配者／公領としての松山保

第五章　越後国の成立　33

松苧神社／諏訪神社

第六章　新田氏の広がり　40

武士の発生／源氏と平氏／鎌倉幕府の成立／新田氏一族

第七章　建武の中興と南北朝の動乱　53

承久の変／鎌倉幕府の衰え／後醍醐天皇／越後新田氏の挙兵／建武の中興

第八章　上杉氏の越後支配　62

観応の擾乱／貞治の還補／守護上杉氏と守護代長尾氏／上杉氏と青苧座／秀吉の天下統一と江戸時代

第九章　鎌倉新仏教の影響　77

初期仏教／大乗仏教／日本への伝播／浄土信仰

あとがき　93

関連年表　96

第一章　妻有とは何か

私たちはよく、自分たちの住む十日町市、津南町一帯を「妻有（つまり）」と呼ぶ。また「越後妻有（えちごつまり）」、「妻有郷（つまりごう）」といった表記を多く目にし、好んで使う傾向が見受けられる。

あえて「新潟県」ではなく「越後」。

「十日町市」、「津南町」ではなく「妻有郷」。

地域の歴史や文化が、「妻有郷の歴史」「妻有郷の文化」といったように、当たり前のように発せられる今日ではあるが、果たして「妻有」とは何なのか、何を意味するものなのかを、私たちは考えてみたことがあるだろうか。

「妻有」の地名の語源について、『十日町市史』によれば、

「ツマリ」を「津張」、「津破」、「妻在」、「妻有」などと漢字で表記するのは原音の転写であって、地域呼称としての「ツマリ」の発音が先行し、漢字表記の前提をなしている。

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

と、発生としては「ツマリ」の発音が先であるとし、長野県の地方史家一志茂樹（いっししげき）の説を次のように紹介している。

「ツマリ」は「トマリ」「トマル」から転化したもので、津南町の外丸（とまる）という集落も、本来は「泊（とまり）」であり、街道の古代宿駅を指した語であるという。街道の宿駅の呼び方は、時代の変遷に対応して変わっている。奈良時代以前は、「泊」と称し、奈良時代から平安時代初めの八世紀ころまでは「駅」と呼んだ。越後の寺泊、佐渡の赤泊、椎

泊、小泊、信濃駒ヶ根の大泊、佐久の大門峠の四泊（夜泊）などに、今もその呼称の痕跡がある。

中魚沼地方の旧称「妻有」も奈良時代以前の宿駅を指した「泊」が転化した語で、古代においても早くから信濃から千曲川沿いに越後に至る往還が発達し、宿駅も整備されていたことを立証する表現であるという。

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

この説が古代宿駅の「宿」の意を表わす「泊」を語源と考えるのとは対照的に、別の有力な説も紹介されている。

自然景観や地勢上の特徴から説明しようとするもので、「ツマリ」は「行きづまり」の場所で深奥の地の意であるとする。

この説によれば、「妻有」を信濃川の河谷の奥まった狭隘の地とみなし、「詰まる」「行きどまり」の意味を表わすものとする考え方に立ち、古くは『中魚沼郡誌』に、「ツマリ」は「窮極の義なり。蓋し、越後の南端、峡谷に僻在せるより出でたる称ならん」と推定している。

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

このように妻有の地名の語源をめぐって『十日町市史』では、古代宿駅の「泊」から発生した説と、行き詰まりの地であるとする説とに大別されているとした上で、行き詰まり説を妥当とみている。

対して『津南町史』では、

庄園の成立には当然のことながら経済的なものが必要条件であり、

時には軍事的な面も条件である。肥大化し権力化した津守がやがてその庄園に成立したものと考えられる。役職名津守が姓として賜り津守氏となっている。大阪市住吉神社の神主は正平年間（一三四六～）津守国夏であった。津守とはすなわち津張・津在・妻有である。「つもり」すなわち「つばり」・「つまり」・「つまあり」である。

【津南町史編さん委員会編『津南町史　通史編上巻』】

と、「妻有」が「津守（つもり）」から転化した説を紹介し、行き詰まり説については、古代史上からみれば決して行き詰ったところではないと指摘している。

津守とは渡船場を管理する在地の地方官で、かなり大きな権限を与えられていたとみている。

結論として、「妻有」の起源については諸説あって、明瞭とは言えないということだ。

ここで荘園（しょうえん）（庄園）という言葉が出てきた。荘園は地域ごとの村々を支配する単位で、全国いたるところにつくられたが、同時に年貢（ねんぐ）その他の貢租（こうそ）を百姓から徴収し、収納するための地域的な単位でもあった。荘園についての説明は後に詳しくするとして、まずは十日町市、津南町には、「波多岐庄（はたきのしょう）」と「妻有庄（つまりのしょう）」という荘園があったことを知っておかなくてはならない。

第二章　波多岐庄と妻有庄

中魚沼地方では荘園として、波多岐庄と妻有庄の二つが存在していた。

平安時代後半に成立したと推定されるものの、成立年代を確かめることの出来る文書は残っていない。

波多岐庄の名が現れている最初の例は、文治二年（一一八六）、源頼朝（みなもとのよりとも）が京都の朝廷に報告するために出した文書で、年貢の滞っている荘園の名として記録されている。この記録は『吾妻鏡（あずまかがみ）』の「関東御知行国内乃貢未納庄名（だいこうみのうしょうめい）」と題されるものにあって、源頼朝の知行国、つまり支配下にある越後国内の荘園のひとつとして記されている。

妻有庄の名が史料に初出するのは、暦応四年（南朝興国二年、一三四一）の『市河文書（いちかわもんじょ）』である。南北朝時代（なんぼくちょう）初めの頃で、北朝方が南朝方を攻撃した経過を記した中に「於妻在庄内、赤沢南山取陣」とあり、「妻在」が含まれている。市河文書での表記は「妻在庄」であって「妻有庄」ではないが、同じものとして考えられている。

妻有庄は鎌倉時代の文書には現れず、波多岐庄に比べて発生が遅いようにも考えられるが、『延慶本平家物語（へいけものがたり）』に「津張庄」「津破庄」と記され、『太平記（たいへいき）』には「津張郡」の地域呼称があることが説明されている。平安末期から鎌倉時代初期に、妻有庄は津張庄とも書かれた段階があったとも考えられている。

波多岐庄はその後、鎌倉時代末頃の正応四年（一二九一）の『関東下知状（せつろくわたりしょう）』（長楽寺文書）や、嘉元三年（一三〇五）に作成されたと推定されている『摂籙渡庄目録（もくろく）』（九条家文書）、南北朝時代初め暦応五年（一三四二）の『摂籙渡庄目録』（九条家文書）などにも記録が見られるが、戦国時代半ばの天文二十二年（一五五三）の上野文書での記録を最後に、その存在は確認されていない。史料上、姿を消しているのだ。

このように、波多岐庄と妻有庄が存在していたことについては、かろうじて十二世紀頃の資料に見られるものの、残念ながらその詳細や、荘園成立以前の当地域を伺い知ることの出来る資料については、ほぼ確認されていないのが現状である。

秋田県生まれのシナ学者、内藤湖南（こなん）は、近畿地方の歴史と比較した場合、東北地方の歴史は総じて浅いことを指摘している。

古い事を考えますと、近畿地方は神社のことだけではなく、歴史上非常に年数が永い。同じ日本としましても、近畿地方と私が生れました東北地方などとは歴史上の年代によほど差があります。日本の開闢（かいびゃく）は何千年か知りませぬ。ふつう二千五百年と言っておる。しかし私どもの生れた東北地方の歴史らしい歴史の始まりは、非常に古くても八、九百年くらいであります。それも真にわれわれの地方の名が歴史に出ておるかおらぬかというくらいのものであります。多少歴史の上に分るようになったのは、殆ど南北朝以後のことであります。

【内藤湖南『日本文化史研究』】

当地域にはこれ以前、人々が住み生活していなかったわけではないだろうが、記録する術が無かったり、伝承されなかったり、あるいは史料として消えてしまったのかもしれない。いずれにしても日本史への登場ということで見ると、皇紀二六七〇年以上という長い歴史と比較してしまうと、ここまでたかだか八三〇年程度ではある。しかしそれは東北地方に限って見れば、特別浅いわけでも長いわけでもないと言えるだろう。

では、波多岐庄と妻有庄の地理上の位置はどうだったのか。また、どこに境界があったのだろうか。これについても、今日に至るまで定説はない。

しかしながら、中世文書や古記録の比較検討から、現在の中津川が波多岐庄と妻有庄の境界であったと推測されている。

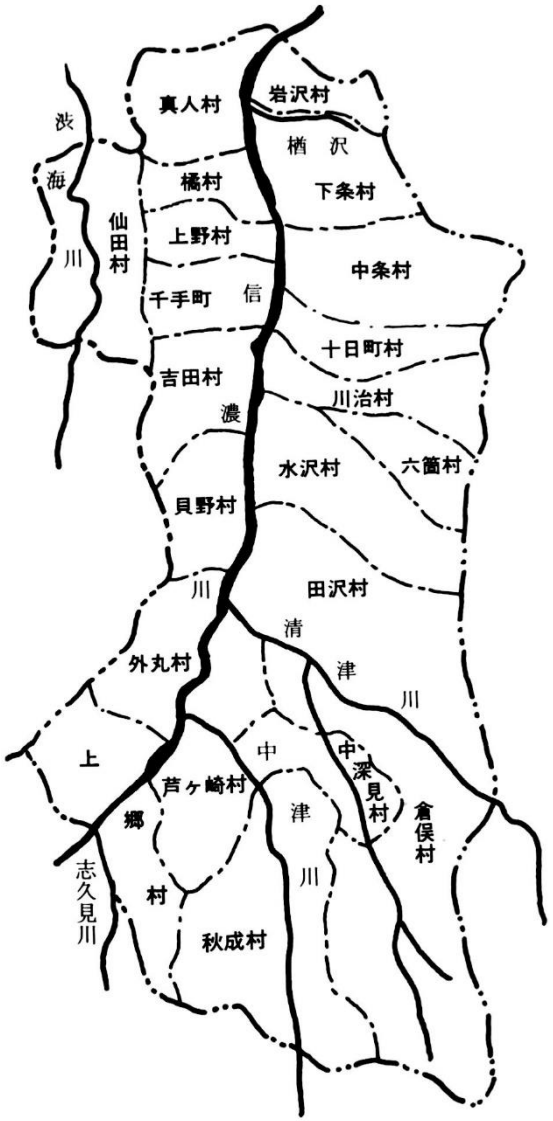

旧中魚沼郡概要図

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

かつて、妻有庄の庄域について論じた石沢三郎（長野県下水内郡栄村志久見）の、雑誌『高井』第二十八号に発表された論文を手がかりにして、中世文書や古記録に現れるおよそ三〇余りの例を比較検討してみると、おそらく現在の中津川の線が両庄の境界で、その南、志久見川の線までの範囲が妻有庄の庄域であったと考えられる。

中津川を境界とする線の北から中魚沼地方の最北部を占める旧岩沢村（現小千谷市大字岩沢）と旧下条村（現十日町市）との境界を画する樽沢河までが信濃川東岸の波多岐庄の範囲と推定される。信濃川西岸では、旧真人（まつと）村（現小千谷市真人町）と旧橘村（現川西町）の境目が波多岐庄の北限であったと思われる。信濃川西岸の現在の川西町上野を中心とする川西地域一帯も波多岐庄の庄域を構成していたことは、

上野文書からも明らかであるが、旧仙田村は刈羽郡小国郷との結びつきが強く、波多岐庄の庄域外であった可能性が高い。

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

その後、戦国時代を境に荘園が実質解体されると、妻有庄が中魚沼地方一帯を表わす名称となって、既に姿を消している波多岐庄の範囲を包み込む地域名称となっていく。

ここまで波多岐庄と妻有庄という荘園が存在したことを説明した。

では荘園とは一体何なのだろうか。それを理解するためには、日本の土地制度を振り返る必要がある。

第三章　荘園とは何か

荘園というものは日本の歴史において、また当地のような地方の歴史において、とても重要なキーワードのひとつである。

荘園は地域ごとの村々を支配する単位で、全国いたるところにつくられ、また同時に年貢その他の貢租を百姓から徴収し、収納するための地域的な単位でもあったと先述した。語源についてはさまざまな説があるが、「別荘の庭園」の意味で荘園と呼ばれたと言われている。

荘園は自然発生的なものであり、発生以来歴史が長く種類も多いため、極めて複雑で理解が難しいといえるが、当地域の歴史を語る上で最も重要なものであるため、ここでは日本の土地制度の変遷から、荘園の発生を見ていきたい。

氏姓制度とは

古代、日本は多くの国に分かれており、その国々はそれぞれ豪族によって治められていた。四世紀頃、その中でも大和（やまと）（奈良県）や河内（かわち）（大阪府）の豪族たちの勢力が大きくなっていき、連合して統一権力を立ち上げるようになる。これが「大和朝廷（やまとちょうてい）」と呼ばれるもので、つまり天皇家の先祖である。

大和朝廷は国内の統一に乗り出し、それまで地方の国々を治めていた豪族たちは、次第に大和朝廷の支配下に入っていく。土地はそれぞれの豪族の領地（私有地）であり、大和朝廷の頂点に立つ人にはまだ「天皇」の呼び名はなく、「大王（おおきみ）」と呼ばれていたが、大王も自らの領地を持ち、いわば豪族連合の盟主として君臨していた。

豪族は、同じ血縁を中心とした「氏（うじ）」という集団をつくるようになる。氏とは産筋（うみすじ）の意味や内（うち）すなわち同一の一族の意味があると言われているが、その氏の長の名称が、大王から与えられる「姓（かばね）」というものである。

姓は氏ごとの職業や技術、地名などから名付けられている。これを「氏姓制度」という。

朝廷内での氏ごとの仕事は世襲であったが、氏の人数が増加すると姓からの分家の称号として苗字が発生するようになる。現代では氏や姓、苗字はほぼ同一の言葉として使われているが、元来は別のものである。また今まで継承されているものでもない。養子は自由であり、戦国時代には勝手に姓を名乗ったり、下層民が上層貴族の苗字を名乗ったりなどしているからだ。

このように、氏姓制度の元では天皇と同様に豪族も土地と人民を所有し、朝廷を中心とした半独立国のように成り立っていた。

ところが、氏姓制度は朝廷の意志で変革されることになる。

律令制の確立

六四五年、皇極天皇の皇太子中大兄皇子は、中臣鎌足と謀り、宮廷内でのクーデターを実行する。朝廷での勢力を強め、皇室を凌ぐほどの実権を握る大豪族蘇我入鹿を暗殺、次いで入鹿の父蝦夷を滅ぼし、叔父の孝徳天皇を擁立して新政府を組織した。中大兄皇子は自ら皇太子となって実権を握り、政治の大革新を計る。これより数年の間に断行した大改革を、「大化の改新」という。

皇紀一三〇五年、ここに日本国として初めて正式に年号を立てて大化元年と定め、政局が安定した翌年に「改新の詔」として四カ条の基本政策を公布する。

其の一に曰はく、昔在天皇等の立てたまへる子代の民・處處の屯倉、及び、別には臣・連・伴造・國造・村首の所有る部曲の民・處處の田荘を罷めよ。

其の二に曰はく、初めて京師を修め、畿内國の司・郡司・關塞・斥候・防人・驛馬・傳馬を置き、鈴契を造り、山河を定めよ。

其の三に曰はく、初めて戸籍・計帳・班田収授法を造れ。
其の四に曰はく、舊の賦役を罷めて、田の調を行へ。

【坂本太郎『日本古典文學大系68　日本書紀　下』】

つまり、第一に氏姓制度を廃止し、皇族・諸豪族の土地人民の私有を禁じて、すべて天皇に直属し、朝廷の支配を受けるべきことを明確にして、公地公民とすること。

第二に、都には役人を置いて治めさせ、地方には国司、郡司などの地方行政組織を置いてこれを統括させること。

第三に全国民の戸籍を編成し、班田収授法を実施すること。

第四に、租・庸・調その他の統一的な税制を実施すること。

これらがその内容となっており、これまでの天皇と豪族との個別的な支配体制を廃止して、中国の律令制を取り入れた公地公民制を基礎とする中央集権的・官僚制的な支配機構を打ち立てることがその目的となっている。

班田収授法というのは、戸籍に登録された民に国が口分田を与えて耕作させ、税として年貢を徴収するというものである。

また律令制とは、6世紀頃の隋唐時代に完成した中国の法体系で、正式には「律令格式」である。「律」とは懲罰的法規、「令」とは教化的行政法規、「格」が律令の改正補正的法規、「式」が施行細則。これらで構成されており、儒教的道徳社会の実現という理想を目指す法体系であった。

中国においては皇帝が聖人で、官僚が君子。ここに律令制が順守されれば、孔子が理想とした理想国家ができるはずであった。律令制を施行するためには、官僚は聖人の教えを完全に知り、身につけている必要がある。そのために官僚の採用には「科挙」という試験制度が必要とされていた。

七世紀に中国へ渡った日本の留学生は、この律令制を知ると日本への移植を

試みる。しかし結果的に、日本に取り入れられた律令制には科挙が抜けている。中国では全人民に科挙の受験資格があり、合格した者のみが官職につくことができる。つまり世襲が許されていないのだが、日本では当時の政治目的に合わせてこれを利用することが目的とされ、律令制の外面的な模倣に重点が置かれたようだ。

しかし、この律令制を基礎とする大化の改新は、そう簡単には進まなかった。

中大兄皇子が実権を握り推し進める改新には、不満を持った者もあったし、廷臣の勢力争いや皇族の謀反もあった。さらに重大な痛手は六六〇年、唐と新羅の連合軍に百済が滅ぼされ、その残存政権の要請で派遣した日本の救援軍が六六三年、白村江の戦いで唐の水軍に大敗したことだった。

中大兄皇子は六六八年に即位して天智天皇となり改革を進めていたが、六六九年に中臣鎌足が死去、六七一年には天智天皇もこの世を去ると、翌六七二年、天智天皇の弟である大海人皇子と皇太子大友皇子との間で「壬申の乱」といわれる争いが起こる。この争いに勝った大海人皇子が天武天皇となり、律令制の整備が受け継がれていく。

天武天皇亡き後は、天智天皇の娘でもある皇后が持統天皇となり、六八九年「飛鳥浄御原令」を施行、国号を「倭」から「日本」に改めた。六九七年、持統天皇は孫の文武天皇に皇位を譲り上皇となると、大宝元年（七〇一）には「大宝律令」が公布される。

そしてそれまでの藤原京から平城京への遷都などを経て、養老二年（七一八）元正天皇は大宝律令の一部を改正し「養老律令」を撰定する。

ここにようやく、日本での律令制が確立されたといってよい。

そもそも律令制の確立を計画したのは、聖徳太子であった。

推古天皇の皇太子であった聖徳太子は、この改革を実現させるために、多くの留学生を中国に送るなどした。改革には多くの問題が立ちはだかるが、その意志

は中大兄皇子らに受け継がれ、結果的にはクーデターというかたちではあったものの、方向性を決定づけた。

その後も紆余曲折を経て改革は進むが、大宝律令が公布されたのは、聖徳太子の死から数えて八〇年目、養老律令が施行されるまでは一世紀を要した。これほどの長い時間をかけた大きな改革、つまり氏姓制度から律令的な中央集権国家への変革を、なぜ目指さなければならなかったかといえば、大国であり先進国である中国、唐に対する強い憧れと、その勢力が朝鮮半島を南下して攻めて来ることへの強い警戒があったかもしれない。この点は、幕末の日本が抱いた、アジアに勢力を拡げて来る西欧に対する感情とよく似ており、進んで西欧の文化、技術を学び取り入れることで、これに対抗するのと同様の方法が採用されているとみてよい。

こうして八世紀頃の日本では、長い時間をかけて、律令制の元で土地と人民はすべて天皇のものであるという、公地公民制が確立されていった。

ところがせっかく長い時間をかけて確立したこの制度は、わずか半世紀で徐々に解体へ向かうこととなる。

律令制の崩壊

大化元年に公布された「改新の詔」にある、班田収授法について先に、戸籍に登録された民に国が口分田を与えて耕作させ、税として年貢を徴収するというものであると説明した。

この班田収授法を維持する条件として、まずは戸籍が完備されていること、そして口分田として与える農地が存在すること、さらには税を納めた農民が生活を維持していけることが満たされなくてはならない。

ところが人口増加等の理由によって、口分田はどうしても不足しがちになる。これへの対策は開墾（かいこん）しかない。

慶雲三年（七〇六）、王族や大官が、口分田になっていない山沢を占拠して開墾しようと動き出す。朝廷もやむを得ず、新しく開墾した田（墾田）は三世（父・子・孫）まで私有を許可するという法、「三世一身の法」を養老七年（七二三）公布する。

天皇の土地であったものを私有できるということで、開墾によって蕎麦や麦などの栽培を奨励する方策であった。国としても農地は増えるし、四世代目からはまた公地に戻されることになれば、問題はないと考えられた。しかしこの二十年後、天平十五年（七四三）、私有を三世に限るという制限が廃止され、開墾した土地は永久に開墾した者の私有地とする「墾田永年私財法」が公布されることになる。

聖武天皇の詔勅は次のようなものである。

聞くところによると、墾田は養老七年の格（養老七年四月十七日のいわゆる三世一身の法。自力で新たに開墾した田地は三代までその土地の所有を認める）によって、期限が満ちた後は例に従って、官に収め口分田として班給すると。そのために農夫は怠けてなげやりになり、土地を開墾してもまた荒れてしまう。それで今から後は、自分で開墾した土地は、自由に個人の財産として、三世一身の法をあてはめることなく、すべてみな永年にわたって、公が取り上げることがないようにせよ。その土地の広さは、親王の一品と一位の者には五百町、二品と二位には四百町、三品・四品と三位には三百町、四位には二百町、五位には百町、六位以下八位以上には五十町、初位以下庶民に至るまでは十町とせよ。ただし郡司は、大領・小領のものには三十町、主政・主帳には十町とせよ。もし以前に与えられた土地で、この限度より多いものがあれば、すみやかに公に還せ。

不正に土地を所有して隠し欺くものがあれば、罪を科することは法の定めるところによる。国司が在任中の墾田は、すべて前格（天平元年十一月七日の格。在任中だけの私有を認める）に従え（これを墾田永年私財法と呼ぶ）。

【宇治谷孟訳『続日本紀』】

要するに、墾田永年私財法が制定された理由は、上限は設けられていたが私有を三世に限ってしまうと耕作意欲を維持できず、農地がまた荒れてしまうからだとされている。

これによって農民は開墾地を私有できるようになるが、開墾地を持つことは同時に、高い税（年貢）を納めなくてはならないことになる。すると彼らは、開墾地をもち、あるいは開墾を進めようとする地方の豪族などのもとで、税を逃れるようにして働くようになる。

結果として、養老律令公布から間もない天平時代（七二九～七四九）には、畿内とその近辺の村落から二十パーセントの人口の逃亡を招いたと言われている。この逃亡農民は中央・地方豪族の私有地の労働力となっていく。またこの社会制度から逃れようと、僧（私度僧）になってしまうものもあった。

律令制が全国へ展開され、東北から九州の薩摩まで公地公民制の元に中央集権化は進められるのと並行して、三世一身の法、墾田永年私財法の公布により矛盾するようして律令制は崩壊を始める。

荘園の発生

この時代、朝廷で勢力を拡大していたのは藤原氏であった。藤原氏の祖は、大化の改新で中大兄皇子（天智天皇）の片腕となって活躍した中臣鎌足であり、その鎌足の功績の褒美として与えられとされるのが「藤原」の姓である。藤原氏は

文武天皇、聖武天皇に娘を嫁がせ、天皇家と密接な関係を持つことで繁栄を築いていった。

特権階級ともいえる貴族藤原氏は、国家の課税対象外の土地として、荘園という制度を考え出す。荘園とは先に述べたように、別荘の庭園の意味だと言われている。庭園であるから農地ではないということなのか、税を納めなくてよい土地、免税地ということにする。

これによって藤原氏が、自ら所有する土地を荘園にすると、高い税から逃れたい農民たちは、藤原氏の元で働くべく荘園へ逃げていくようになる。必然的に口分田は耕作放棄の荒地のようになってしまうが、今度はその荒地が開墾されれば、その土地まで荘園化するということを始める。これは他人が開墾した土地を奪うということではなく、「寄進地系荘園」というものに替えていったということだ。

自墾地系荘園

さらに九世紀に入ると皇室財政の充実を図るために勅旨田や、王親家への賜田が盛んに行われ、土地の私有は国家的規模で進行した。

地方においても〝殷富の百姓〟や有力な豪族たちは、京都へ上って　衛府の舎人などを務めて位階を与えられ、故郷へ帰って地方官に任命されると貢租の負担を免れることができたので、その富力をもって開発地を広げたり、窮民の田地を吸収するなど支配地を拡大していった。こうした在地土豪のことを開発領主とか根本領主と呼んだ。

荘園発生当初の八，九世紀ころの荘園は初期荘園といい、荘園主の直接経営による開墾によって成立したので「自墾地系荘園」といわれている。

寄進地系荘園

地方の開発領主たちは、国衙や近隣の土豪などの支配と干渉を免がれるために有力な貴族や寺社などに私領を寄進し、名目上その権門勢家から領有権を保証してもらい、実質上の領主権を確保しながら預所職とか、下司（げし）職などの荘官に補任されるという形式で国衙等の支配を排除したのである。

十世紀以降の荘園は、こうした寄進によって成立したものが多いのでこれを「寄進地系荘園」と呼んでいる。

十一世紀に入ると、こうして寄進された荘園は全国に広がり、国衙からの不輸不入権も確立されたので、特に当時最高の権力をもっていた摂関家に荘園が集中して「天下の地、悉く一の家（摂関家のこと）の領となり、公領は錐を立てるほどの地もない」といわれるほどであった。

【中里村史専門委員会編『中里村史　通史編上巻』】

つまり農民は、まともに口分田を所有して耕作していると、国家に高い税を納めなくてはならないのだが、これを藤原氏ら政府高官に寄進してしまい、所有者を政府高官とすれば、自らはただの管理人となる。すると政府高官は、その土地を自分の荘園にしてしまうから、国家に納める税が発生しないことになる。この政府高官には名義料を支払うことになるが、国税に比べればたいしたことがないから、誰しもがこの方法をとるようになり、荘園はどんどん広がっていく。

これはほとんど脱税の手口ともいえる。

一方、天皇家の私有地は勅旨田（ちょくしでん）といわれて不輸租（ふゆそ）（無税）であったが、寺院の田も不輸租であった。するとここでも、開墾地の名義だけを寄進して不輸租にし

てもらい、名義料を払って所有権を保証してもらえるようになる。

天皇家、寺院、藤原氏など治外法権的な権力をもっている者であれば、誰でも荘園をもつことが出来たし、農民は名義料を支払いさえすれば生活ができた。

荘園は自然発生的なもので、はっきりと制度化されたものではないのだが、この荘園化が進むにしたがって、課税対象である国有地は当然少なくなっていく。

以上が荘園誕生までの流れであるが、では波多岐庄と妻有庄という荘園は一体誰のもので、誰が開墾していったものなのだろうか。次にそれをみていくことにしよう。

第四章　十日町市、津南町の荘園と公領

荘園は自然発生的なものなので、はっきりとした制度はない。また前章でみた自墾地系荘園や寄進地系荘園と呼ばれるものに発展していくなど、その体系を図式化することも難しい。

しかしあえて単純に説明するならば、トップに「本所（ほんじょ）」と呼ばれる荘園領主たる貴族や寺社が位置している。それらが名義料を貰っている形式的な所有権者である。

その下には「領家（りょうけ）」が位置する。領家とは現地において荘園を管理する者であり、実質的な所有者の場合もある。

領家に荘園を寄進するのが、土地所有者である「開発領主」であり、開発領主の下には「作人（さくにん）」と呼ばれる、請負で土地を耕作する農民がいる。

公地の公民である百姓が、租庸調の税に耐えかねて荘園に逃げ込んでくると、まずは作人となる。土地を名義上あるいは実質、所有または管理する者、未開拓地を開墾する者など、荘園内での身分は土地の所有に基づいていて、いつでも上下するような体系となっている。

先に触れたように、波多岐庄と妻有庄については、残念ながらその支配形態の詳細はよく分かっていない。また荘園以前の当地域についても、伺い知ることの出来る資料はほとんど確認されていない。

ただし波多岐庄については、荘園領主の名が記されている記録が存在している。

波多岐庄の荘園領主

先述したように、最初に波多岐庄の名が確実な史料に現れるのは、『吾妻鏡』の「関東御知行国内乃貢未納庄名」と題される記録である。

この記録には、本所、領家、預所などの荘園領主の名は、波多岐庄については記されておらず不明である。

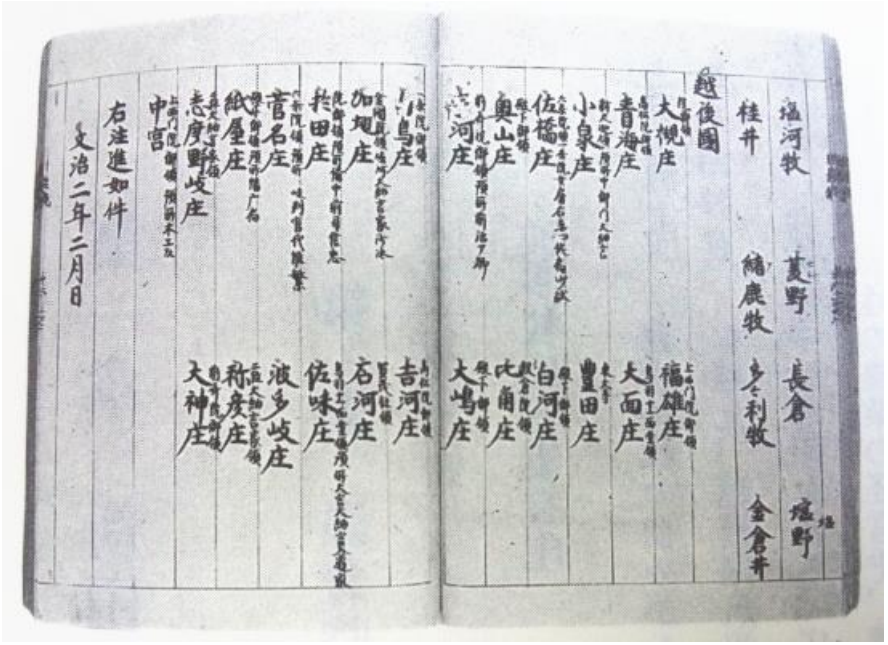

吾妻鏡　関東御知行国内乃貢未納庄名

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

ところが、これより一八〇年程後の嘉元三年（一三〇五）に作成されたと推定されている『摂籙渡庄目録』（九条家文書）、南北朝時代初め暦応五年（一三四二）の『摂籙渡庄目録』（九条家文書）に初めて領家名が現れる。

九条家とは藤原氏嫡流（直系の血族）の摂関家（摂籙家）のひとつである。

摂関家は、天皇を補佐して政務を執り行う摂政や関白に任ぜられる家柄であ

り、この目録は摂関家に伝領される荘園名を掲げた所領目録である。

摂籙渡庄目録

御摂籙渡庄目六

（中略）

一、東北院領

（中略）

越御国

波多岐庄（公長朝臣）　綿千二百両

「多武峯□（以下四行補筆）

宣旨已後五貫文

破裂時〔従〕（已）前三貫文

後十五貫文　十貫寺

〔五〕貫口也」

一、平等院領

（中略）

越後国

大嶋庄（近衛殿御領也）年貢綿

紙屋庄（同）　年貢米五十石

（後略）

○本書、編者は「嘉元三年四月頃のものならん」とする。

（「九条家文書」）

摂籙渡庄目録

御摂□〔庄目六〕

（中略）

一、東北院領

（中略）

越後国

三条中将公世朝臣
波多岐庄　綿千二百両

一、平等院領

（中略）

越後国

（合点）
大鳥庄　年貢綿

（合点）
紙屋庄　年貢米五十石

（中略）

暦応五年正月　日

左衛門尉安倍（花押）

（「九条家文書」）

【中里村史専門委員会編『中里村史　通史編上巻』】

嘉元三年作成のものには、波多岐庄は摂関家領で「東北院領」に属し、年貢として綿千二百両を、直接の管理者（預所）である「公長朝臣」という人物に納めたと記されている。

同様に暦応五年作成のものにも、波多岐庄が「東北院領」の荘園であり、年貢として綿千二百両を「三条中将公世朝臣」という人物に納めたと記されている。

東北院は、長元三年（一〇三〇）に藤原道長の娘で、一条天皇の皇后になって後一条天皇と後朱雀天皇を生んだ上東門院彰子（しょうし）の持仏堂として建立された、九

条家の氏寺である。

このことから、鎌倉時代後半から南北朝時代にわたって、波多岐庄の荘園領主は藤原氏であることが分かる。

また年貢として納められた「綿」については、山繭糸から作られた「真綿」であり、絹織物も作られていたのではないかと推測されている。

波多岐庄から貢納された「綿」というのは木綿（コットン）でなく山繭（天蚕）糸からひいた真綿であるが、波多岐庄を含む魚沼地方は古来麻織物の越後布の生産が盛んであったが、年間一二〇〇両も貢納するほどの天蚕糸があったことは絹織物も製織されていた可能性を示唆するもので、九条家文書は中世における妻有郷の織物産業史料としても貴重なものである。

【中里村史専門委員会編『中里村史　通史編上巻』】

波多岐庄という荘名については、次のような推測がある。

魚沼郡は往古波多岐庄と称した。波多は機（はた）であり、波多を組織する機具を機（はた）、転じて織物の総称になった。

【十日町織物同業組合著『十日町織物同業組合史』】

「波多」は織物の「機（はた）」であり、この地方が古代から「越後布（えちごふ）」という麻織物の産地として知られていたので、それにちなんで荘名がつけられたという産業起源説をとっている。

越後布については後に詳しく触れることにして、ここに概念として押さえて

おきたい点がある。

年貢が「米」ではなく、「綿」であるということだ。

現代において、新潟県、越後といえば特産物は「米」。魚沼地方といえばまさしく「米どころ」。年貢といえば当然のように「年貢米」を連想するかもしれない。しかしこの時代は違う。

そもそも年貢を納めるのは農民ばかりではない。当時全国的に、いわゆる百姓の負担する年貢のうち年貢米はむしろ少数派で、絹、布、塩、鉄、紙、油などが年貢になっていた。

当地方においては、多量の綿が年貢として納められていたことからして、米は特産物ではなかったといえる。冷涼な気候の面から考えても、現代のコシヒカリのような米が品種改良の末作り出され、まともに育てられるようになったのは、ごく最近のことなのだ。

そもそも「百姓」の「姓」というのは、氏姓制度の説明で触れたように、天皇から与えられた「姓」のことであるから、「たくさんの姓」という意味である。つまり民衆、普通の民ということであって、必ずしも農を生業とするような農民であるとはいえない。

律令制の確立において、班田収授法の説明をした。

朝廷は人民を戸籍に登録し、口分田として一定面積の水田を与え、それを課税対象として租庸調をはじめとする税を徴収する制度を定めた。つまりこれは、国家の中心地である畿内をはじめ、北九州に至る列島西部において主流の稲作を、全国的に展開しようとする強い意志を感じるものだった。

しかしこの時期の日本列島には、かなりの割合で海や山に生活の拠点を置く百姓がいたと考えられており、実際には水田を与えられても永続的な耕作は不可能である。

国家は百姓に農民であることを求め、農業を基盤とした国造りを推進したが

すぐに行き詰まり、三世一身の法に軌道修正されるなどしたが、水田が年貢の基礎にされている以上、水田を賦課単位として年貢が取り立てられる。

結果、米だけでなく絹や布、鉄や塩などの産物が、米に換算されて納められることになる。

つまりこの租税制度は、最初から米と絹や鉄などの交易を前提としておきながら、あくまでも水田を基盤としていることになる。

当時、当地方では絹が交易の対象となっていることから、農業を中心とする自給自足で成り立っているような経済圏、集落でないことが分かる。

妻有庄の支配者

鎌倉時代末期に書かれた『延慶本平家物語』に「津張庄司大夫宗親」なる武将が登場する。庄司大夫という名称から「津張庄」が存在していたと考えられているが、確実な史料はない。

この津張庄司大夫宗親が、史料上初めて現れる妻有の支配者ということになるが、その系譜や本拠地及び勢力範囲など、詳しいことは全く分かっていない。

のちに説明する武士が台頭するような、平安時代末期から鎌倉時代にかけての越後国は、平家（へいけ）の一族である城（じょう）氏が領有するようになる。

またこれは既に述べたが、十六世紀後半以降になると、史料上からは波多岐庄は消滅し、妻有庄に統一される。

妻有庄の旧称が波多岐庄とみなす説もあるが、鎌倉時代末期に書かれた『延慶本平家物語』に登場する「津張庄」、『太平記』に現れる「津張郡」、暦応四年（南朝興国二年，一三四一）の『市河文書』にある「妻在庄」などの史料から、波多岐庄と妻有庄は庄域が異なる二つの庄が同時代に存在した「二庄併存説」と、同一地域を荘園名の波多岐庄と、地域名としての妻有庄と呼んだと考える「二庄併称説」とがある。

公領としての松山保

十日町市と津南町、いわゆる妻有郷には波多岐庄と妻有庄という荘園が存在した。しかし現在の十日町市には、妻有郷には属さない旧松代町と松之山町が含まれている。

合併前の東頸城郡（ひがしくびきぐん）松代町と松之山町は、「松之山郷」と呼ばれている。

東頸城郡は、松之山町、松代町、安塚町の三町と、大島村、浦川原村、牧村の三村より成っていた。平成十七年に安塚町と大島村、浦川原村、牧村が上越市に編入、松之山町と松代町は他三市町村と合併し十日町市となったことで、東頸城郡は消滅した。

東頸城郡は明治十二年（一八七九）、郡区町村編制法の施行によって頸城郡から分かれたものだ。

十世紀の『倭名類聚鈔（わみょうるいじゅしょう）』によると、越後国（えちごのくに）には、三島郡、古志郡、蒲原郡、沼垂郡、岩船郡、魚沼郡、頸城郡の名が出てくる。東頸城郡はこの頸城郡の一部だということである。越後国について、その成立過程は次章で説明しよう。

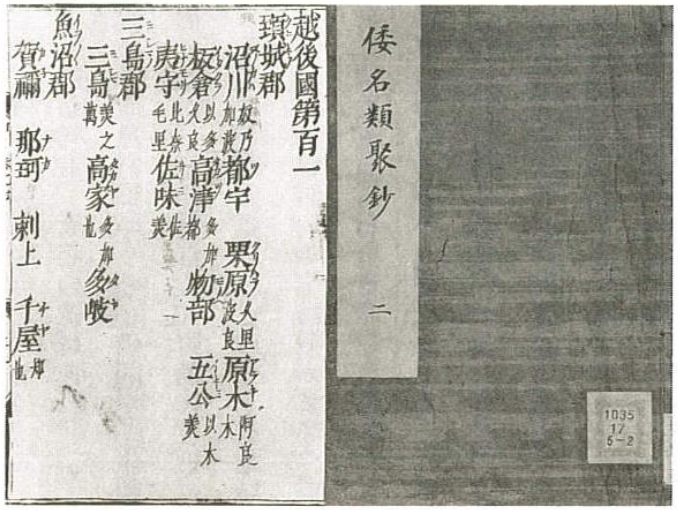

倭名類聚鈔

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

この『倭名類聚鈔』の頸城郡の説明には、沼川、都宇、栗原、荒木、板倉、高津、物部、五公、夷守、佐味の十郷の名がみられる。

吉田東伍の『大日本地名辞書』は、「東頸城は和名抄の郷に相当るべきものなし、五公郷の中なりしにや、山五公の称あり、近世は山五十公八十三村、松ノ山六十六か村を称したる地とす」と記している。

またこれに関連して、松代町大字犬伏の「古社松苧神社由緒御神号書上帳」（慶長四年）によれば、松苧神社は古く五十君神社の称があったということである。

【松代町史編纂委員会編『松代町史　上巻』】

『和名抄』は『倭名類聚鈔』のことである。

つまり越後国の頸城郡、さらに頸城郡の中の五公郷に、東頸城郡が属していたとしている。

先程から「郡」や「郷」という言葉が出てきているが、これらは何を意味するものなのかというと、「公領」の単位なのだ。

九世紀に発生した荘園は、のちに説明することになる「源氏」と「平氏」による「源平の争乱」など動乱期を経て解体するまで発展し続けることになるが、「私有地」の荘園に対して、当然のことながら「国有地」が存在する。

この国有地は中央官庁や国の役所である国衙の支配下に置かれ、公領と呼ばれる。

第三章で「寄進地系荘園」について説明した。

十一世紀に入ると、こうして寄進された荘園は全国に広がり、国衙からの不輸不入権も確立されたので、特に当時最高の権力をもっ

ていた摂関家に荘園が集中して「天下の地、悉く一の家（摂関家のこと）の領となり、公領は錐を立てるほどの地もない」といわれるほどであった。

【中里村史専門委員会編『中里村史　通史編上巻』】

つまり荘園の乱立によって、公領は「錐（きり）を立てるほどの地もない」と言われるほどごくわずかしか存在しなかったというわけだが、この公領には、郡（ぐん）、郷（ごう）、保（ほう）、名（みょう）という名称の単位があった。

妻有郷は荘園解体後の名称であるが、ここが波多岐庄と妻有庄という荘園であったのに対して、松代町と松之山町は五公郷という公領にあったのだ。

群、郷、保、名といった公領や、荘園の成立、その分布については、国ごとに個性があって一様ではないものの、十一世紀後半から存在したとされ、十四世紀の史料には「松山保（まつやまほ）」の名称が見られる。後の松之山郷はこの当時、松山保と言われていたのだ。

第五章　越後国の成立

これまで荘園と公領についてみてきたが、では越後国とは何か。どのように成立したものなのだろうか。

越後国といえば新潟県であるが、なぜ「越後」なのか。

大和朝廷が当地方にまで勢力を伸ばした当時、北陸三県（福井県、石川県、富山県）から新潟県の一帯を「越国」と呼んだ。『古事記』には「高志国」と記されている由緒ある地名である。

いわゆる「八俣大蛇」で有名な須佐之男命の大蛇退治では、娘とともに泣いている老夫婦に、須佐之男命がその理由を尋ねると、次のように答えている。

「我が女は、本より八稚女ありしを、この高志の八俣の大蛇、年毎に來て喫へり。今そが來べき時なり。故、泣く。」

【倉野憲司校注『古事記』】

毎年、高志（越）の八俣の大蛇が娘をさらっていくのだとある。

この時、須佐之男命はどこに居たのか。

故、避追はえて、出雲國の肥の河上、名は鳥髪といふ地に降りたまひき。

【倉野憲司校注『古事記』】

高天原を追放されて地上世界に降りてきていたわけだが、出雲国（島根県）の斐伊川上流にある鳥髪というところに降りたとあり、当時の出雲国と越国とが交戦状態だったことを意味するものではないかと見られている。

また出雲大社で有名な大国主神（おおくにぬしのかみ）は、越国の沼河比売（ぬなかわひめ）に求婚している。

この八千矛（やちほこの）神、高志國（こしの）の沼河比賣（ぬまかはひめ）を婚（よば）はむとして、幸行（い）でましし時、その沼河比賣の家に到りて、歌ひたまひしく、

【倉野憲司校注『古事記』】

八千矛神は大国主神のことであるが、大国主神は高志国（越国）に沼河比売という美しい姫がいると聞いて、わざわざ島根県から北陸まで求婚に出かけたということだ。

『松代町史』では奴奈川姫（沼河比売）について、「奴奈川王国（仮想）」として次のように推論している。

松苧神社の祭神について『東頸城群誌』は、これを奴奈川姫としている。また『松代郷土誌』（昭和四十二年、町教育委員会）、『松代町の歴史を語る』（市川牧人遺稿集上巻、昭和五十四年、町教育委員会）でも同じく奴奈川姫となっている。現在の松代町には奴奈川村があったが、これも恐らくその祭神にちなんだ名前であろう。

高志国の沼河比売（奴奈川姫）は、『古事記』の中で、八千矛神（大国主神）の求婚の歌物語でよく知られている。『延喜式』神名帳には、頸城郡に奴奈川神社があり、『倭名類聚鈔』を見ると、頸城郡に沼川（奴乃加波）郷が載っている。これらはいずれも現在の糸魚川及びその周辺にあったと考えられているし、現に糸魚川市天津神社の境内にある奴奈川神社には、平安期製作の奴奈川姫神像が祭られている。更に沼川（沼河）は糸魚川を貫通する姫川に比定され、なお、伝説によると、奴奈川姫の母の名を黒姫といい、奴奈川姫が住んだ洞窟が黒姫山の中

腹に現存する福来口（ふくがくち）だという。

【松代町史編纂委員会編『松代町史　上巻』】

松苧（まつお）神社は十日町市犬伏（旧松代町大字犬伏）の松苧山頂（三百六十メートル）に鎮座しており、松之山郷の総鎮守としてだけでなく、刈羽や魚沼や近郷の人々から尊崇された織物の神、また武運長久（ぶうんちょうきゅう）、男児の守神として広く信仰されてきた。

松苧神社

松苧神社の社伝は、大同二年（八〇七）、坂上田村麻呂（さかのうえたむらまろ）が征夷大将軍（せいいたいしょうぐん）として奥州蝦夷征伐凱旋の帰途、飛騨の匠に松苧神社の社殿を建立させたと伝えている。この祭神が奴奈川姫だということであり、頸城郡には奴奈川姫にまつわる神社や地名が存在するということだ。またこれについて、同町史は奴奈川姫の支配状況を次のように推測している。

右の神話伝説が歴史的事実の反映だとすれば、出雲の勢力が婚姻政策によって高志国へ拡大してきたことになる。そういうことを思い浮かべながら、そのときの奴奈川姫の支配領域を想定してみる。

奴奈川姫の住居は糸魚川の黒姫山の洞窟であったが、実は同名の黒姫山が北信の信濃町や刈羽郡高柳町にもある。糸魚川に奴奈川神社があり、松代町の松苧神社の祭神が奴奈川姫であることは前記のとおりで、更に西頸城郡能生町の白山神社のもとの祭神も奴奈川姫だったという。こういうことからの推定にすぎないが、奴奈川王国の領域は、北陸から北信の一部にわたっていたのではないだろうか。これが出雲の政権下に入ると当然出雲の勢力が伸びてきた。小出雲（おいずも）（新井町）、出

雲崎（出雲崎町）、小出雲（飯山市）の地名が残り、また式内社で越後一の宮居多神社の祭神が大国主神、奴奈川姫神、建御名方神の三柱であることなど、右の事情を物語るように思われる。

【松代町史編纂委員会編『松代町史　上巻』】

文字も史書もない時代の来事であっただろうから推測にすぎないが、和銅五年（七一二）編纂の『古事記』に既に明らかな、奴奈川姫による奴奈川王国ともいえるような支配領域が越国にあって、大国主神率いる出雲国の勢力が拡大してきたことが、地名などにも残っていると見られている。

居多神社の祭神は大国主神、奴奈川姫神、建御名方神の三柱であるとのことだが、建御名方神は大国主神の御子神である。

また神話に記述はないものの、建御名方神は大国主神と奴奈川姫の御子神であるという伝承が残されている。

建御名方神は諏訪神社の主祭神である。

諏訪神社

『古事記』における出雲国の国譲りでは、天照大御神が建御雷神を地上界に派遣し、大国主神に支配国を譲ることを迫るのだが、この時抵抗したのが建御名方神である。

建御名方神は建御雷神に力くらべを挑む。

故ここにその大國主神に問ひたまひしく、「今汝が子、事代主神、かく白しぬ。また白すべき子ありや。」ととひたまひき。ここにまた白ししく、「また我が子、建御名方神あり。これを除きては無し。」とまをしき。かく白す間に、その建御名方神、千引の石を手末に擎げて來て、

「誰ぞ我が國に來て、忍び忍びにかく物言ふ。然らば力競べせむ。故、我先にその御手を取らむ。」と言ひき。

【倉野憲司校注『古事記』】

事代主神もまた大国主神の御子神であるが、既に争うことなく服従の道を選んでいる。

そこでもう一人の御子神である建御名方神の登場となるわけだ。

建御名方神は、千人がかりで引くほどの大きな岩を手先で玩びながら現れると、「我が国に来て、こそこそとそのように物を言っているのは誰だ。」と威勢よく力くらべを挑んだということだ。

ところが、建御名方神は呆気なく力でねじ伏せられて逃げ出し、出雲から長野県の諏訪湖まで逃れて行ったところで追い詰められると、この地を出ないことを誓って降服する。

この諏訪の地に、建御名方神が信州の守護神として祀られているのが「諏訪大社」である。

また敗れはしたが、天照大御神の使者である建御雷神に力くらべを挑んだことから武勇の神として仰がれ、各地に分社ができた。

十日町市の総鎮守諏訪神社も、その分社のひとつである。

諏訪神社の創立年月など詳しい史料は残されていないものの、社伝によれば、初めは信濃川のほとり、諏訪島というところにあったが、承徳（一〇九七～一〇九九）、天永（一一一〇～一一一三）の頃、信濃川の洪水のため、現在の場所に移されたという。

越後国の成立

第二章において、近畿地方と比較した場合、東北地方は日本史への登場ということで見るとかなり遅いことを指摘した。

それは、畿内にあった大和朝廷の勢力が越国にまで拡大する過程の時間差と言えるが、まずは『古事記』に見られるように、出雲の勢力がこの地にまで及んできたこと。それ以前は奴奈川姫による支配があったと考えられることを見てきた。

越国になぜ「越」という字が当てられたかといえば、朝廷の中心地である都から見れば日本アルプスを「越」した地であったからだとの説がある。

越国は朝廷の開拓地であったから、開拓が進むにつれてあまりにも広大になり過ぎたため、都に近い方を「前」、遠い方を「後」として、越前、越中、越後の三国に分けたのが持統天皇の頃（七世紀末）と推測されている。

当時の越後国は阿賀野川以北で、今の山形県と秋田県辺りまでを境界とし、頸城、古志、魚沼、蒲原の四郡は越中国に属していた。阿賀野川より北の地域は、異民族である蝦夷（えみし）の領分であった。

大宝二年（七〇二）三月、この四郡が越後国に編入され、越後国は親不知付近から後の山形県と秋田県を含む長大な領域になると、和銅元年（七〇八年）に「出羽郡（でわぐん）」ができ、次いで和銅五年（七一八）、この出羽郡と陸奥国所属の最上郡と置賜郡の三郡で出羽国（でわのくに）（山形県、秋田県）となったため、ようやくここで越後国の領域が定まった。

越後国の成立と確立

【川西町史編さん委員会編『川西町史　通史編　上巻』】

ここまで越国そして越後国の成立について、大和朝廷を中心とした勢力の変遷で見てきた。

また基本的には租税を、天皇家、摂関家、あるいは大寺社、または国衙を通じて知行国主に直接納める単位として荘園と公領とがあり、その支配体系の異なるものが当地域に存在したことは先述の通りである。

ここから鎌倉時代に向かっていく過程で、荘園制度には圧力が掛かっていき、徐々に解体へと向かうことになるのだが、この鎌倉時代初めから半ばにかけて、ある一族が上野国（こうずけこく）（群馬県）から移住してくる。

新田（にった）氏一族である。

新田氏は魚沼地方を中心に所領を支配していき、中越地方から上越地方にかけてその勢力を拡大していくのだ。

第六章　新田氏の広がり

新田氏は、上野国から移住してきた氏族である。

鎌倉時代の初めから半ばころ（十二世紀末から十三世紀後半）にかけて、上野国から越後山脈を越え、越後国魚沼地方に移り住んで、ことに信濃川流域の中魚沼地方に広く根を張った新田氏一族は、庄園の中に所領を持ち、庄園の内の村々を治め、在地領主となった。

かれらは、百姓の農業の経営や、灌漑の営みを指導して積極的に農業開発に努力するとともに、嫡流の家以外の同族である庶子家を、あちらこちらに分出させ、本家・分家関係のきずなを強め、惣領家と庶子家から形づくられる、いわゆる惣領制の結びつきを中心とする同族集団を、広く信濃川の流域や、信濃川に流れ込むたくさんの支流の流域に張りめぐらしていった。

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

新田氏一族は、どのような事情で関東の上野国から越後国の魚沼地方に移住してきたのだろうか。その経過を実証できるような確実な文献史料はなく、伝承の類も残されてはいない。

では新田氏とは誰なのか。

武士である。

では武士とは何か。

新田氏を語るには、まず武士とは何か、なぜ武士が生まれたのかを知る必要があるだろう。

武士の発生

公地公民制を基礎とした律令制の中で、厳しい生活を強いられて、そこから逃げ出したい百姓たちと、藤原氏ら貴族や寺社とが絡み合うことで、荘園という私有地が日本中を覆い尽くしていった過程は既に見てきた。

逃げ出した者たちは、うまく荘園に潜り込み、開拓に関わることができれば、即ち働き口が見つかれば生活できる。しかし荘園は拡大していく一方であり、土地には限りがある。誰もが生活の基盤を確保できるというわけではない。

では、生活ができなくなった百姓たちは、どうやって生きていけば良いのか。

盗賊にでもなるより仕方ない。

このような私有地ばかりで国有地の無い状態では、地方の国司にも中央の朝廷にも、当然収入としての租税がまるで入ってこなかった。財源が無ければ国家としては何もすることもできない。

そもそも平安時代には軍隊や警察のようなものが基本的に無い上、あったとしても非常に力が弱かった。

そこへ全国的に治安が悪化しても、財政難から治安を維持することは困難である。都でも地方でも、盗賊の類を取り締まることができなくなる。夜盗や強盗の類に対抗する術は無いのだ。

では人々が身を守るには、どうすれば良いか。

自分の身は自分で守らなくてはならなくなる。武器を持ち、武装しなければ生活が出来なくなっていく。

そして荘園領主たちは、私有地たるその荘園を守るため、地主に自衛のための武装をさせるようになった。ただ武器を持っているだけでは駄目で、その武器を有効に使えなければならない。武器を持ち、武術を磨くことが必要となっていくのである。

こうして日本史上に、武士という階層が登場する。

治安にあたるべき軍隊や警察のようなものが無かったのは、律令制が警察力を考慮していなかったからである。このような社会情勢の下では、相当の財力ある者らに、警察権を委譲するという方法を取らざるを得なくなる。

ここに警察権は検非違使（けびいし）、押領使（おうりょうし）、追捕使（ついぶし）と呼ばれる者に、民間委託のようなかたちで委譲されることになる。

これらは律令における正規の官職ではない「令下（りょうげ）の官」と呼ばれている。「令下」とは「律令の外」という意味である。

都には警察権を持った検非違使が設置された。しかし地方にそのようなものを設置する力は、国家に残されていない。押領使や追捕使は、律令制の成立のところで説明した、中央から地方に派遣される「国司」が兼任するようになっていった。

これを担った氏族に「源氏」と「平氏」がいる。

彼ら武士となる者の系図を辿ると、桓武（かんむ）天皇と清和（せいわ）天皇に至る。

源氏と平氏

八世紀後半から九世紀半ばまでの、第五十代桓武天皇と第五十六代清和天皇前後の系図は次の通りである。

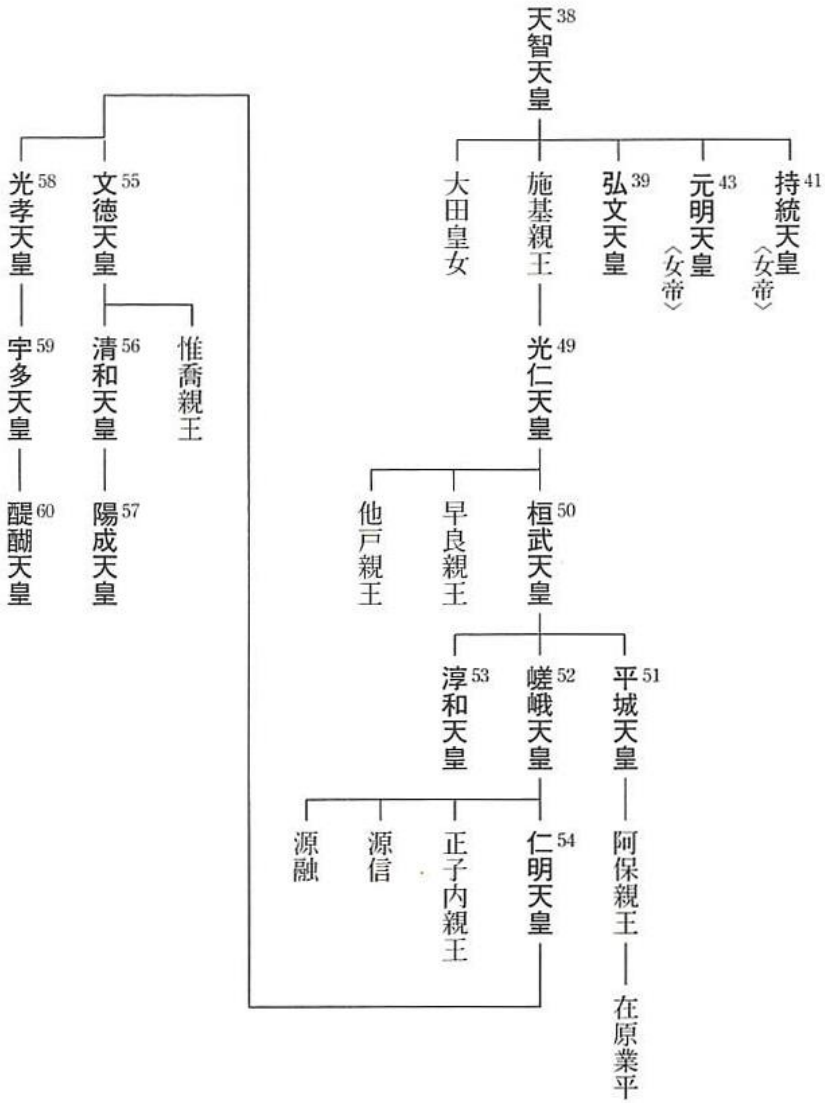

【高森明勅監修『歴代天皇事典』】

嵯峨（さが）天皇の時代に、賜姓源氏（しせいげんじ）が生まれる。「賜姓」とは「姓を賜る」という意味で、第三章で説明した「姓」のことである。

嵯峨天皇は多数の妻妾をめとり、五十人もの子どもを作った。これらのうち、母親の身分が低い者たちを臣籍降下（しんせきこうか）させて、「源」の姓を与える。臣籍降下とは、皇族の身分から人臣への身分に落とすということだ。

こうして源氏という氏族が起こる。

嵯峨天皇の時に臣籍降下し源氏となった一族は、嵯峨源氏と呼ばれる。また清和天皇の時に臣籍降下した一族は清和源氏というのだが、鎌倉幕府を開いた源頼朝ら武士としての源氏は、この清和源氏の子孫である。

同じく平氏も賜姓によって臣籍降下した氏族だが、淳和（じゅんな）天皇の時代に桓武天皇の孫の高棟（たかむね）王に与えられたのが始まりで、この系統を桓武平氏という。

中央では藤原氏が権勢を振るっている。華々しく活躍するのは平安貴族くらいで、中央にいても出世する望みはない。しかし源氏や平氏のような元貴族、元豪族であっても、地方に流れてくれれば身分の高い一族である。

彼らは国司や郡司など地方官となり、押領使や追捕使を兼任する。やがてこの職が世襲となり、土地や人民、軍隊を私有するようになる。

そして任期が終わっても都に戻ることなく、その地に土着化していく。すると今度は、これを慕って集まってきた人々を組織して、荘園の中で荒地を開拓し、地方の有力地主となっていくのである。

こうして地方に下った彼らは有力地主として、あるいは荘園の治安を守るガードマン、つまり武士として、平安貴族全盛期の中で静かに、経済力と武力を蓄えていく。

しかし彼らは、第四章において説明した荘園体系の通り、実質的な土地の所有者でありながら、名目上はあくまでも管理人という立場にすぎない。その荘園領主たる貴族たちには、地方の争乱など関与する気はなく力もないが、法律上の所有者としての権威だけはある。

そんな中で武士には、自らが開拓し守っている土地を、正式に自分たちのものにしたいという欲求が湧いてくる。また政治への発言権を求めるようになっていく。

平安貴族に抵抗しようという機運が高まってくるのだ。

平安朝政府を打倒するため、最初に立ち上がったのは平将門（たいらのまさかど）であり、桓武天

皇の子孫、つまり平氏である。

彼は承平五年（九三五）から天慶三年（九四〇）にかけて、自らを「新皇」と称し、坂東八か国を手中に収める。

「新皇」とは京都にいる天皇に対する「新しい天皇」の意味である。また坂東八か国とは、下野国（栃木県）、上野国（群馬県）、常陸国（茨城県）、上総国（千葉県）、安房国（千葉県）、相模国（神奈川県）、伊豆国（静岡県）、下総国（千葉県、東京都、埼玉県、茨城県）であり、ほぼ関東全域を支配した形になる。

朝廷に反旗を翻すこの行動は、結果としては失敗に終わる。

朝廷によって討伐されるのだ。

しかしこの時、その反乱を鎮圧したのは朝廷の軍隊ではない。

結局のところ朝廷は、平将門と同じように中央から流れて土着化した武士の力を借りることで、その乱を収めることができた。武士によって武士を討伐したということである。

この時点で武士の意志をまとめ上げるような力、足並みはまだ揃ってはいなかったということになる。

しかし、力のある者、実質的に土地や人民を支配する者が政治に介入すべきという意思を、行動で示すことは革命的であった。またその非合法にすぎない武士団の力を抑え込むために、朝廷は結局武士の力を借りざるを得なかったという事実は、かえって武士の地位を認めることにもなり、武士が世の中を動かす時代の到来と、同時に藤原摂関体制の崩壊を予見するものであった。

そしてこののちに起こる「保元の乱」（一一五六）では、都を舞台として武士が大きな力を発揮する。

保元の乱は、簡単に言えば朝廷内のお家騒動である。

崇徳上皇と後白河天皇の兄弟対立に、摂関家においても藤原頼長と藤原忠通の兄弟対立が加担するのだ。

しかし兵力が無ければ戦うことはできない。そこで武士団に声が掛かり、各陣営に引き入れられる。ここでの武士は源氏、平氏だけではなく一族を二分して戦うことになる。

この対決は後白河天皇が勝利するのだが、これによって後白河天皇方に付いていた平清盛（たいらのきよもり）と源義朝（みなもとのよしとも）が、武士の第一人者として台頭することになる。

やがて源氏と平氏は対立するようになり、この二人は平治（へいじ）の乱（一一五九）で争うことになる。

この戦いで勝利したのは平氏の平清盛である。

源氏を破った平氏は、武士の中で最も有力な勢力にのし上がった。

戦いに敗れた源義朝は殺されるのだが、遺児は一命を救われる。この遺児が源頼朝と源義経（みなもとのよしつね）である。頼朝は流罪、義経は寺へ入れられた。

鎌倉幕府の成立

平氏政権を成立させ権力を握った平清盛は、朝廷における最高の地位、太政大臣（だいじょうだいじん）にまで上りつめる。また藤原氏と同様に娘を天皇の后とし、生まれた皇子を天皇に立てることで、外戚として権威を増していく。さらに平氏一族も多数、朝廷の高い地位につき、多くの荘園を手に入れ、全国の半分近くの地方を治めるまでになった。

つまり平氏の政治というのは、藤原氏による摂関政治の踏襲である。

地方における武士の声が届く、武士による武士のための政権が樹立されたかに見えたが、藤原氏らに代わって、貴族化した平氏一族が君臨する政治体制になっていった。

『平家物語』にあるような「平氏にあらずんば人にあらず」と言われるほどの政治権力を築いた平氏であったが、その繁栄は長く続かなかった。

朝廷と平氏の間に生じた亀裂をきっかけに、地方各地の武士が、次々と平氏打

倒の兵を挙げることになるのだ。

最終的に平氏を倒したのは、源頼朝と義経である。頼朝は十四歳から三十四歳までの二十年間もの間、流罪人として伊豆で過ごしていたのだが、従う者などほぼいない状況の中、鎌倉を根拠地として挙兵し、奇跡的ともいえる勢いで関東の支配を固める一方、朝廷の命を受けて平氏討伐に向かう。ついには文治元年（一一八五）壇ノ浦（山口県下関市）の合戦でこれを滅ぼした。

勝利を収めた頼朝が、最初に朝廷に認めさせたのは、文治元年（一一八五）に「守護」と「地頭」を置くことだった。

守護は国ごとに置かれ、その国の武士を指揮する立場で軍事、警察権を掌握し、地方政治にも関与した。また地頭は、正式な土地の所有者として、年貢の取り立てや、土地の管理などを担った。

守護は当時、「惣追捕使」と呼ばれており、頼朝は日本国六〇余州の惣追捕使となった。追捕使は先述の通り、「令下の官」であり正規の官職ではない。

つまりここで頼朝は、政府公認で民間委託された軍隊のトップに就任し、また武士が正式な土地の所有者であることを認めさせたということである。

第二章、第三章において、頼朝が朝廷に報告した文書を紹介した。そこに年貢の滞っている荘園の名として、初めて波多岐庄の名が現れていることを説明したが、それはこの地頭の設置によって、越後国が頼朝の支配下になった結果、記録されることになったのだ。

頼朝は奥州征伐をして東北地方を支配下に入れ、実質的に日本国の支配者となるが、あくまでも律令制における正式な支配権を持ってはいない。その後、朝廷から正式な官職である右近衛大将に任ぜられるものの、これを翌月辞退。建久三年（一一九二）征夷大将軍に任命される。

「征夷大将軍」というポストは、これもまた「令下の官」である。

あくまでも頼朝は令下の官にこだわったような、つまり朝廷を中心とした律

令制度の序列から離れたところに身を置こうとしたかのように思われる。

ともかくここに、「鎌倉幕府」と呼ばれる実質的な武家政治の拠点が築かれた。幕府とは、「将軍のいる場所」という意味であり、京都の朝廷から見れば、民間委託した軍隊の基地が鎌倉にあり、東国を治めているというものであった。

ここまで武士の発生、源氏と平氏の台頭、そして鎌倉幕府成立の過程を見てきた。では話を新田氏に戻そう。

新田氏一族

新田氏は清和源氏の流れを汲む氏族である。

姓は「源」であり、開祖は源義国。

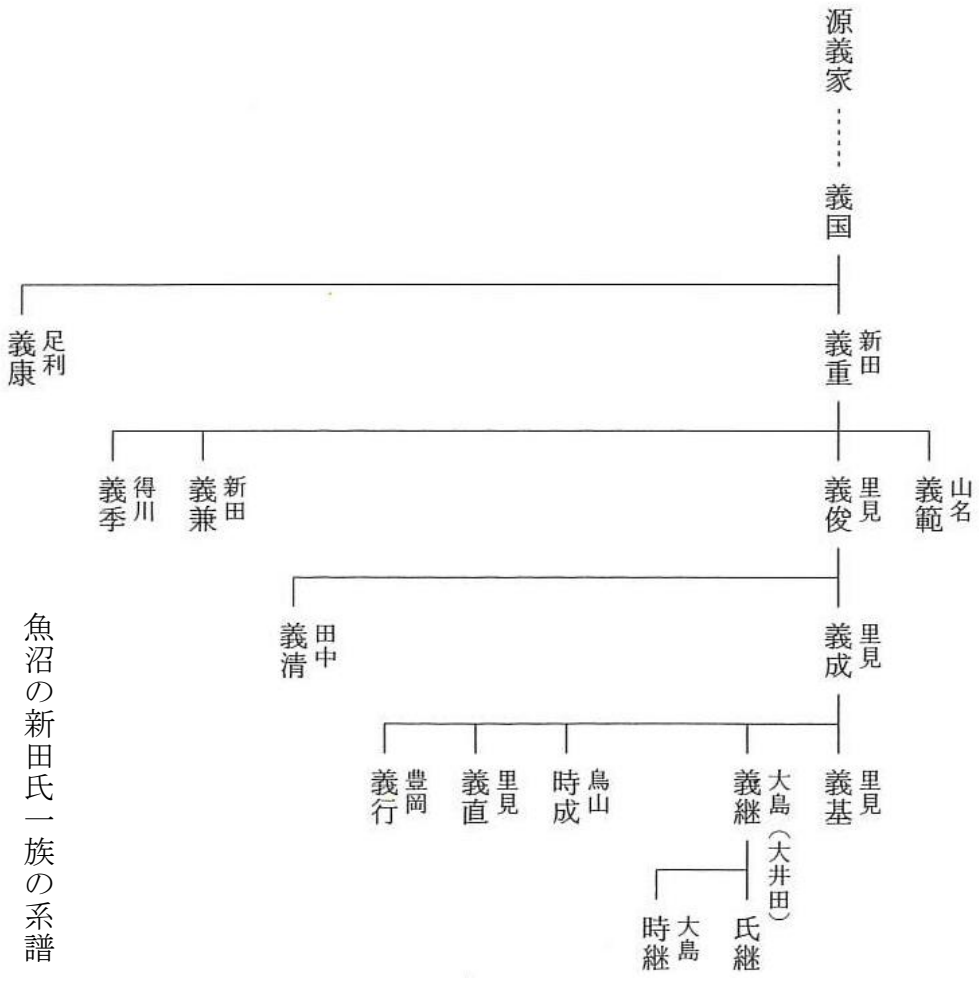

魚沼の新田氏一族の系譜

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

清和源氏の嫡流、源義家の次男、義国が京都で失脚して関東に下り、下野国足利庄に土着してから、その長子義重が上野国新田庄の開発領主になり、新田郡一帯に勢力を張るのは、平安時代末期の十二世紀末のことである。

源義重は、新田氏を称し、上野国新田氏の祖となる。源義国の次男義康は、父義国の遺領を継いで下野国足利庄に拠り、足利氏を名乗ることになる。新田氏の一族は、鎌倉時代を通じて上野国各地に分布し、惣領制にもとづく武士団を形成しつつ、農民集落を支配する在地領主制をくりひろげた。

【赤澤計眞著『越後新田氏の研究』】

下野国は現在の栃木県、上野国は群馬県である。

この後登場する新田氏一族の新田義貞（にったよしさだ）は、足利尊氏（あしかがたかうじ）とともに鎌倉幕府を倒し、そののち対立することになるが、尊氏の先祖が足利義康である。つまり新田氏と足利氏は元を辿れば同族ということである。

新田氏の一族が、本拠地の上野国から越後山脈を越えて南越後に入ってくるのは、ほぼ十三世紀の初頭、鎌倉時代の初期からのことではないかと推測される。鎌倉時代の後半、正応四年（一二九一）、永仁五年（一二九七）等の所領領知状、所領寄進状、さらに、これらに関連する所領譲状などの文書を通じて、新田氏一族が、越後国魚沼郡波多岐庄内に所領を持っていたことがあきらかにされる。

【赤澤計眞著『越後新田氏の研究』】

新田氏が上野国から越後国に入ってくるのは、鎌倉時代の初期からと「推測さ

れる」ということであるから、確かなことは分からないということではあるが、古来より隣国との間で人の行き来があったことは容易に想像できるし不思議なことではない。また波多岐庄内に所領を持っていたということも、第三章で説明した荘園の成立過程や、本章での武士の発生過程を考えれば自然な人口移動とも考えられるだろう。

魚沼地方への移住の理由については、上野国の新田氏が地頭に任命されたことが考えられるという。

上野国の新田氏一族が平安時代末の源平の争乱を基軸とする治承嘉永の内乱に源氏の一勢力として参加したり、その後、鎌倉幕府が成立した直後、奥州平泉の藤原氏を源頼朝が攻めたとき、源氏の軍勢に参陣したりして、そのいずれかの戦功の恩賞として、越後国魚沼郡の内に所領やその地頭職を与えられたことが直接の契機となったのではないかと推測される。

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

戦功の恩賞として地頭に任命されたことが契機となったのではないかとのことだが、次のようにも書かれている。

新田氏一族がこのようにして恩賞の知行としての所職を与えられ、地頭職を魚沼郡内に獲得した経過を実証できるような確実な文献史料もなく、口碑伝承の類も何も残されていないのであるが、越後各地の類例からそのことに関する推定は、十分な論拠を持っている。

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

つまり新田氏一族が、魚沼地方でどのように所領を経営していたのか、鎌倉幕府からどのような地頭職を与えられていたのか、はっきりしたことは分からないのだ。

分からないことばかりで残念ではあるが、ともかく中魚沼地方に移り住んだ新田氏一族は、新田庄内に拠る新田氏本宗家の系統ではなく、碓氷郡里見（うすいぐんさとみ）に拠る里見（さとみし）氏の家系に属する諸氏である。

また移り住んだ時期は、里見義成（さとみよしなり）を祖とする里見氏の系統と、田中義清（たなかよしきよ）を祖とする田中氏の系統と二つに分かれている。

大井田（おおいだし）氏、鳥山（とりやまし）氏、里見氏などの諸氏は里見氏の系統に属し、中魚沼地方に在地化した。

越後新田氏一族は波多岐庄や妻有庄に数多く定住し、主として信濃川流域で荘園の開発を進めていったと考えられている。

その越後新田氏一族のリーダーとして大きな役割を担ったのは、大井田氏である。

大井田氏の名の由来は、鎌倉時代半ば頃、大島義継（おおしまよしつぐ）が波多岐庄大井田郷に定住したことで、その地名を名乗ったものと考えられている。

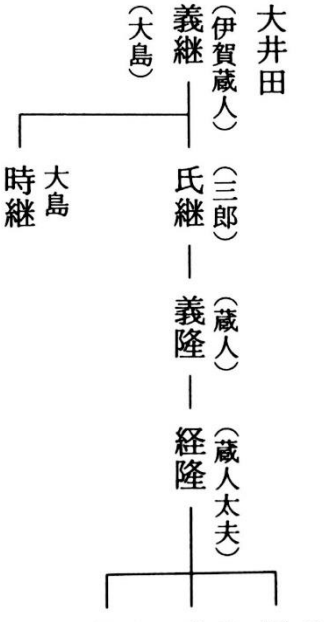

大井田氏の系譜

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編1』】

この越後の新田氏が、鎌倉時代末期に日本の歴史の表舞台に現れる。
それが次章の「建武の中興」である。

第七章　建武の中興と南北朝の動乱

承久の変

源頼朝によって守護と地頭が置かれると、公領と荘園はともに鎌倉幕府の管理下で租税が確保されるようになり、また治安が維持されるという安定した社会が到来した。

しかし、頼朝が亡くなると情勢は一変する。

頼朝の子、鎌倉幕府二代将軍頼家（よりいえ）と三代将軍実朝（さねとも）が相次いで暗殺されると、源氏の嫡流は絶え、台頭してきたのは北条（ほうじょう）氏であった。

北条氏は執権（しっけん）という将軍補佐役を世襲するようになり、次第に将軍の権限を吸収していく。

一方天皇家では、権力回復に向けて鎌倉幕府打倒の機運が高まっていた。

承久（じょうきゅう）三年（一二二一）遂に両者は衝突することになる。これを「承久の変（へん）」という。発端は守護と地頭の人事権を巡る対立にあった。

守護、地頭は実質的に日本の統治機構となっていたから、この人事権が幕府にあるのか、天皇家にあるのかによって、その支配権は大きく違う。

後鳥羽上皇（ごとばじょうこう）は倒幕の決心を固めると、北条氏追討の命令書である「院宣（いんぜん）」を全国に出した。

すると、対する幕府の北条義時（よしとき）、泰時（やすとき）父子の指揮下には、関東分国十七カ国の武士が決起し、京都に攻め寄せたのだ。

院宣は武士に向けて出されたものだ。朝廷は軍隊を持っていない。

もちろん伝統的な価値観から、朝廷に味方した武士はいた。

しかしいくら朝廷の命令とはいえ、武士の権益を守ってくれる鎌倉幕府を倒せと言われても、武士に倒幕の意気が上がるわけもなく、集まったのは少数派であった。

結果は幕府の勝利。

幕府は後鳥羽上皇を隠岐島、順徳上皇を佐渡島、土御門上皇を土佐国（高知県）へそれぞれ島流しにし、仲恭天皇を退位させ、後堀河天皇を擁立する。

これは日本史上初めての、天皇家と武家との正面衝突である。

それまで武家は、朝廷内の権力抗争に利用されたり加わったりはしていたが、頼朝であっても、必ず「令旨」「綸旨」「院宣」など天皇方の命令書を受けて、あくまでも天皇家の命令に従うかたちで行動をしていた。

しかしこの戦いはそうではないのだ。

そして戦後処理についても上皇を処罰した上、皇位継承の選定権をも幕府が握ったということになるから、すなわち「主権在民」の実現を意味する大きな転換点となったのである。

鎌倉幕府は地頭を設置していたが、あくまでも東国だけのことであった。だがここからは西国にも地頭を置くようになり、一気に全国支配を確立する。

鎌倉幕府の衰え

鎌倉幕府が発足した少し後、モンゴル高原には蒙古帝国が建国される。チンギス・ハンによって統一されたこの国は、世界最強と言われた騎兵集団によって、またたく間にユーラシア大陸の東西にまたがる大帝国を築いた。

そしてチンギス・ハンの孫フビライ・ハンは国号を「元」と称し、中国全土を支配すると、ついに日本の征服に乗り出す。

元は大軍をもって二度日本を攻めてきた。この元軍の襲来を「元寇」という。

一度目は文永十一年（一二七四）、二度目は弘安四年（一二八一）であったが、幕府は執権北条時宗を中心としてこれに備えており、武士の活躍や暴風雨も味方をして、これを退けることに成功する。

しかし元寇は、幕府を支える御家人と呼ばれる武士に多くの犠牲を払わせた。

そして恩賞として与えるべき土地を没収したわけではないから、十分な恩賞を与えることが出来ず、御家人たちの信頼を失うことになった。

いわば何一つ得ることのない戦いに、幕府は全力を掛けなければならず、戦備、戦争、戦後処理とで財政は破綻状態に陥っていった。

また前章の引用文において「惣領制」という言葉が出てきているが、これは武家における分割相続の形態であり、嫡子たる惣領が、女子も含めた惣領でない庶子といわれる者を統制支配するものであった。

しかし御家人たちは、兄弟による分割相続の繰り返しで、領地が次第に狭くなり、生活基盤が弱まっていった。その上、商工業の発達とともに、武士も貨幣（銅銭）を使うことが多くなると、領地を質に入れたり売ったりして生計を立てざるを得なくなっていく。

幕府は御家人を貧困から救うために、「徳政令」を出して、領地を無償で取り戻させようとした。すると御家人に金を貸す者がいなくなり、かえって御家人の生活を苦しめる結果を招いた。

こうした経済の混乱は、幕府の信用を低下させることになり、その支配力はかげりを見せ始める。

後醍醐天皇

文保二年（一三一八）に即位した後醍醐天皇は、一世紀近く前の後鳥羽上皇と同様に、鎌倉幕府打倒の計画を始める。

当然計画は秘密裏に進める必要がある。

そこで学問研究のための会合に名を借りて同志を集め、講義が終われば打ち解けて、密かに戦略の計画を練っていた。これを「無礼講」という。

しかし、正中元年（一三二四）の密告によって計画は露見し頓挫する。これを「正中の変」という。

だが後醍醐天皇は諦めない。

今度は寺社を味方に付けるべく画策すると同時に、諸国の武士の糾合に努めた。ところが元弘元年（一三三一）の密告によって謀議は再び露見。後醍醐天皇は挙兵するが、圧倒的な幕府軍の前に敗れ、翌年隠岐島に流される。これを「元弘の変」という。

正中の変、元弘の変と倒幕運動に失敗し、これで終わりかと思われたが、吉野で後醍醐天皇の皇子である大塔宮護良親王、河内千早城で楠木正成が挙兵すると、諸国で反幕運動が活発化し始めた。

そんな中、元弘三年（一三三三）、後醍醐天皇は釣り船で隠岐から脱出に成功する。そして全国の武士に対して、倒幕の綸旨を出すと、討幕派は一気に活気付くのだ。

後醍醐天皇が隠岐に流されている間にも、護良親王は全国各地に令旨を出しており、幕府軍からは御家人の脱落が続くなど弱体化が進んでいた。

そして奇抜な戦術で大いに活躍したといえるのが楠木正成であった。正成の先祖は橘氏。敏達天皇より出た名門であったと言われている。しかしいつの頃からか河内に土着して、あまり世に知られずにいた。

後鳥羽上皇の承久の変と、後醍醐天皇の倒幕計画には大きな違いがある。

それは武士が味方に付いたことである。

先に説明したように、幕府の政権基盤となる惣領制は崩壊に向かい、貨幣経済の発展から所領の無い御家人が生じていた。この状況に不満を持つ武士は諸国に大勢潜んでいたのだ。

情勢の急変に慌てた幕府は、最精鋭部隊を持つ足利尊氏に頼るしかない状況に陥っていた。ところが尊氏は後醍醐天皇の綸旨を受けると、幕府を倒すと宣言する。

幕府を裏切ったのだ。

そしてさらに新田本宗家の当主、新田義貞も天皇方に付き挙兵する。

つまり全国各地で幕府に不満を持つ武士がいた中で、ついに武家を統率する力のある源氏の有力御家人、足利氏と新田氏が倒幕の側に回るという事態になったわけである。

新田義貞は大軍を率いて鎌倉を攻め北条氏を滅ぼすと、元弘三年（一三三三）、頼朝以来一五〇年続いた武家政権鎌倉幕府はついに滅亡した。

この新田義貞挙兵の際に、主力として一躍を担ったのが、越後新田氏一族なのである。

越後新田氏の挙兵

元弘三年（一三三三）五月八日、新田義貞の旗上げに際して、越後新田氏の武士団が二千余騎、馳せ参じたことは、原典『太平記』巻十に生き生きと描かれている。義貞挙兵の時点では、鎌倉幕府の関東諸国における支配権は、いぜん強固であり、上野、下野、常陸、武蔵、相模、信濃、上総、下総等々の武士団もなお、反幕府の旗の下に参加することに躊躇と警戒の念を抱いているものも多く、生品明神での挙兵に際して集まったものが、新田嫡流家と密接につながる百五十騎にしか過ぎなかったという『太平記』の記述は、案外、真実をありのままに描写しているものと思われる。

【赤澤計眞著『越後新田氏の研究』】

『太平記』についてはこれまでも、おそらく妻有を示すであろう「津張郡」の記述が見られることでも触れたが、原典は十四世紀後半に成立した軍記物語である。

その原典の記事に、そのまま史料としての価値があるとは言い切れない。

しかし義貞挙兵の際、新田氏嫡流家と密接につながる者が百五十騎しか集まらなかったのに対して、越後から出陣した新田氏が二千余騎というのは、それにしても圧倒的な数字である。

越後新田氏の加勢は、義貞軍の士気を大いに揚げたそうだが、この越後の一族は、里見、鳥山、田中、大井田、羽川の諸氏で、前章でも触れた通り、これを代表する者は大井田氏であったという。

新田氏一族が、元弘三年の動乱に際して、遠路、越後から出戦し、新田本宗家の義貞勢の主要な戦力の中軸となり、その後にも、箱根・竹下の合戦、二度にわたる京都合戦、後醍醐天皇の比叡山臨幸に際し、越後新田氏一族の歴史的業績を史料にとどめている。この間に、ただ一つ、今日でも理解しがたい点は、越後国魚沼郡による新田氏一族が、なぜ、このように本宗家に尽力したかという点である。

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

全く同感だ。この時点で後醍醐天皇に味方して勝てるという保証はない。

まして一世紀前の「承久の変」では、天皇ですら処罰されているのだ。一族にとってリスクはあまりにも大きい。

これについても、何しろ史料が無いのだから何とも判断しようがない。

しかしながら、やはり鎌倉幕府衰退の過程で見てきたように、鎌倉時代後期に起こった様々な問題によって、武士の権益が損なわれている中にあって、幕府が有効な手を打つことが出来なかったことは、地方在住の武士にとっては死活問題となっていたのかもしれない。

建武の中興

鎌倉幕府滅亡後、後醍醐天皇は京都に戻ると、公家による政治を理想として新政策を断行する。これを「建武の中興」という。

「中興」とは、衰えていたり途絶えたりしていたものを復興させることをいう。建武は元号であるが、後醍醐天皇が目指したものは天皇親政であり、つまり王政復古である。またこれは同時に律令制度の復活を意味していた。

しかしながら、武家政権である鎌倉幕府を倒したのは、やはり武士であった。鎌倉幕府が滅びたところで、武士が滅びるわけではない。建武の中興による、武家を排除した政権運営や恩賞の不公平、そして急激な改革や土地所有権への対応は混乱を招き、政権の求心力は急速に下降していくことになる。

そんな中、足利尊氏が天皇に対し反乱の兵を挙げる。

後醍醐天皇は新田義貞に尊氏追討を命じた。

これ以後も大井田氏をはじめとする越後新田氏は、新田義貞軍に加わって、今度は足利軍と転戦していく。

尊氏はいったん敗れて九州に落ちのびるが、翌年には西国武士を結集して態勢を立て直すと、光厳上皇の院宣を得て再び京都へ攻めた。

実はこの光厳上皇、後醍醐天皇とは敵対関係にあるのだ。

簡単にいえば天皇家内の家督争いということになるが、「大覚寺統」と呼ばれる後醍醐天皇系と、「持明院統」と呼ばれる光厳上皇系との争いであり、因縁は鎌倉時代からすでにあったわけだが、これまではあくまで天皇家内での政争でしかなかった。

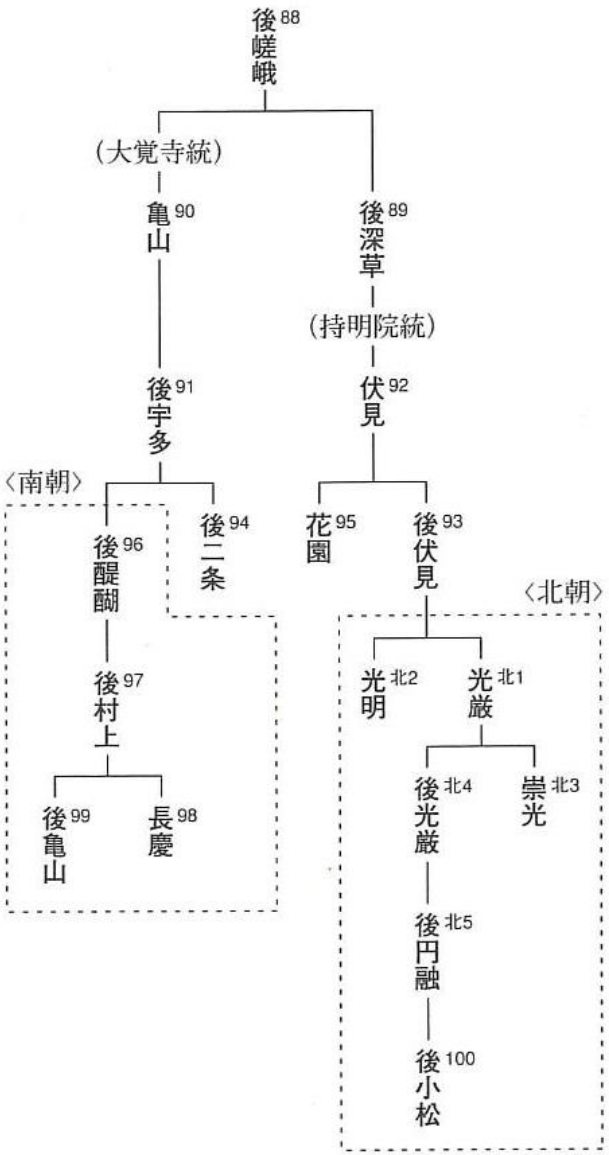

【高森明勅監修『歴代天皇事典』】

光厳上皇は、鎌倉幕府によって擁立された天皇（光厳天皇）であったが、幕府滅亡後はライバル系統の後醍醐天皇によって廃位され、「即位していなかった」ことにされている。ともあれ、元天皇であるから上皇には違いない。

後醍醐天皇の親政に対する尊氏の反乱は、本来であればクーデターを意味し賊軍のレッテルを貼られることになる。しかし光厳上皇から命令書である院宣をもらってしまえば、後醍醐天皇と光厳上皇との争いの形に持ち込むことができる。要するに天皇家内部の勢力争いにすり替えたというわけだ。

この関係が南朝（大覚寺統）と北朝（持明院統）とが対立する構図であり、二つの朝廷が並び立つ「南北朝時代」が始まることになる。

楠木正成は後醍醐天皇に尊氏との和睦を進言するが、天皇はこれを拒否する。そして新田・楠木軍は湊川（みなとがわ）（神戸市）の戦いで敗北し、正成は討死、義貞は都へ逃げ帰った。後醍醐天皇は京都を捨て、比叡山延暦寺（ひえいざんえんりゃくじ）に逃れて行く。

ここに建武の中興は、わずか二年余りで崩壊してしまう。

新田義貞軍として戦って敗れた越後新田氏は、越後に帰還することとなった。

一方、建武三年（一三三六）、京都に入った尊氏は光明天皇を擁立し、暦応元年（一三三八）には征夷大将軍に任命される。

尊氏が京都に開いた幕府は、のちに孫の足利義満（よしみつ）が京都の室町（むろまち）に邸宅を建て、そこで政治を行ったことから「室町幕府」と呼ばれ、以後十五代二四〇年間武家政権として日本国に君臨することとなる。

この南北朝時代を背景とした足利政権成立の過程で、当地域においては新田氏一族に代わり、守護上杉（うえすぎ）氏が支配を固めていく。

第八章　上杉氏の越後支配

観応の擾乱

足利尊氏が初代将軍となり、後に室町幕府と呼ばれるこの政権は、全国の要地に一族一門を派遣して地方支配の徹底化を図り、支配体制の確立に努めた。

上野国、越後国には上杉憲顕（うえすぎのりあき）を守護として派遣し、暦応四年（南朝興国二年、一三四一）以降、上杉氏による越後支配は着々と進む。

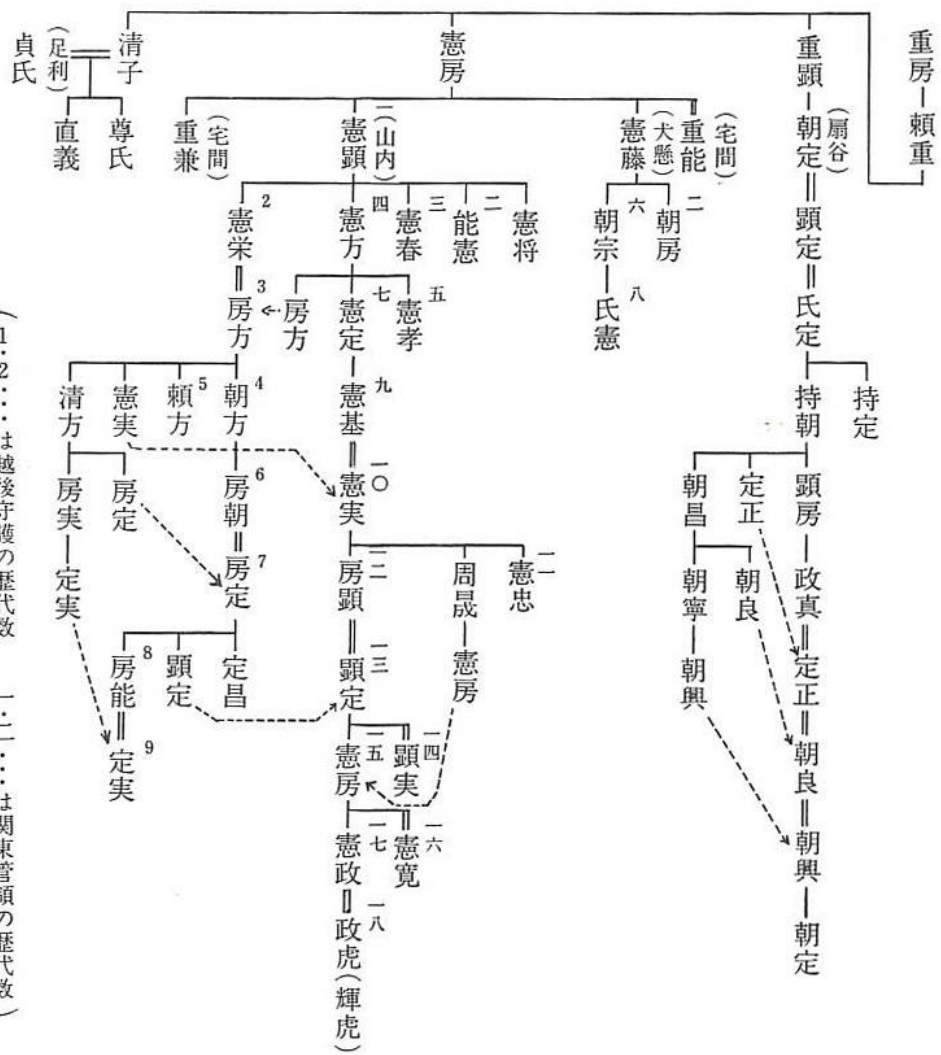

上杉氏系図

【川西町史編さん委員会編『川西町史　通史編　上巻』】

上杉憲顕の上野、越後両国の守護職は当時、室町幕府の政務の実権を握っていた足利直義（ただよし）によって補任されたものである。直義は尊氏の弟である。また上杉憲顕は尊氏、直義と従兄弟関係にある。

足利尊氏は弟、直義とともに、順調な政権運営をスタートさせた。

ところが貞和五年（南朝正平四年、一三四九）、尊氏と直義は政治路線を巡って対立することとなる。

翌観応（かんのう）元年（南朝正平五年、一三五〇）から始まるこの内部対立と抗争は「観応の擾乱（じょうらん）」と称される。

上杉憲顕は足利直義につき、尊氏と対立するようになると、上野、越後両国の守護職を奪われてしまう。代わって両国の守護には下野の豪族宇都宮氏綱（うつのみやうじつな）が補任された。

これにて上杉氏は失脚。

となりそうなところだが、その前後で足利政権は意外な展開を見せている。

なんと、足利直義が南朝に降服するのだ。

そもそも足利政権は北朝を担ぎ上げることで、南朝の後醍醐天皇を倒したはずである。そして既にこの時、後醍醐天皇に付いていた楠木正成、新田義貞ら名のある名将はほとんど戦死。後醍醐天皇も延元四年（一三三九）に没している。つまり南朝は北朝に敗北し、壊滅状態だったはずだ。

これはどういうことなのか。何を意味する行為なのか。

単純に考えると、後醍醐天皇の建武の中興に対してとった、南北朝の争いに乗じた足利尊氏の行動。つまり、北朝を担ぎ上げることで南朝に対抗するという戦略の丁度逆パターンということになろうか。

直義の降服は、南朝を完全に復活させる結果となった。

もしここで南朝の後村上天皇が、直義の要請を受けて尊氏追討の綸旨でも出そうものなら、尊氏は天皇の敵ということになる。

尊氏としては、それは何としても避けなければならない。何としてでも南朝の支持を得なければならない。そこで尊氏はある行動に出る。

今度は尊氏が南朝に降服してきたのだ。

結局のところ尊氏、直義双方とも南北朝の動乱に乗じて、天皇の権威を利用しているに過ぎない。

無論、尊氏の降服は直義を討つ都合であり、それは両者とも覚悟はしていた。そしてこの結果、目論見通りというべきか、尊氏は後村上天皇から直義追討の綸旨を受け、直義を攻めると最後には毒殺する。

尊氏の南朝への降服により、年号は北朝の「観応」から南朝の「正平（しょうへい）」へと代わった。これを「正平の一統」という。これは一時的ではあったが、南朝と北朝が統一されたことによるものだ。

こうして上杉氏が支持した直義は、尊氏によって排除された。

では上杉氏はどうなっていくのか。

貞治の還補

観応の擾乱、正平の一統という一連の騒動の中、上杉氏の動きというのは次のようであった。

越後新田氏一族は、新田義興・義宗など上野・武蔵に拠る新田氏本宗家と協力し、上杉憲顕ら上杉氏一門と手を結び、足利尊氏軍に対抗した。上杉憲顕を中心とする関東の足利直義方の動きは、畿内での正平の一統にともなう南朝行宮の男山動座の状況に連動し、これに対応する東国での状況であった。

しかし、この事態も長続きせず、上杉憲顕は、文和元年（正平七年）、京都より東下する足利尊氏と、駿河に戦って敗れ、武蔵国笛吹峠に拠

る新田勢と合流し、共に陣を張ったが、同年三月、笛吹峠の合戦では、ほとんど戦わずして敗退し、信濃に走り、新田勢もまた、笛吹峠から撤退、越後に退いた。

【赤澤計眞著『越後新田氏の研究』】

建武の中興においては敵対関係にあった越後新田氏一族と、足利方の上杉氏は連携を成立させ、足利尊氏と戦っているのだ。そして上杉氏は無残にも敗れ信濃に逃れている。

ところが、この後である。

正平七年の小手指ケ原の合戦、笛吹峠の対陣など、いわゆる武蔵の合戦で上杉憲顕は敗北して信濃に逃れていたが、正平十四年十二月、鎌倉公方足利基氏のもとに帰順し、入道して桂山道昌と称し退隠の生活をしていた。基氏は幼少時より憲顕と親しく、また憲顕の才を買っていたので、貞治元年（正平十七年　一三六二）、宇都宮氏綱に代えて越後守護に再び補任した。

この再補任が貞治の還補と呼ばれる再起用である。

【赤澤計眞著『越後新田氏の研究』】

一体どうなっているのか。

観応の擾乱で上野、越後両国守護職を奪われた上杉憲顕は、戦でも敗れ信濃に逃げた。しかしおよそ十年後、「貞治の還補（じょうじのげんぽ）」と呼ばれる再起用により越後守護に復帰したというのだ。

さらに続く。

また、翌年の貞治二年（正平十八年）には、関東執事畠山国清に代えて、再び関東執事に任命し、鎌倉府すなわち関東府の経営の実権を司らせた。以後、基氏没後の二代公方足利氏満の代まで、この任にあった。

いわゆる貞治の越後守護職への還補は、この関東執事への再起用の前提であった。畠山国清、宇都宮氏綱はともに、この足利基氏の措置には大いに不満であり、反旗をひるがえしたが、いずれも敗れて没落し、国清は伊豆で没した。

【赤澤計眞著『越後新田氏の研究』】

畠山氏、宇都宮市の不満は当然であろう。

足利基氏は尊氏の四男であるが、上杉憲顕の実権はそのバックアップのもとで確立され、上杉氏一門の地位もまた安定した。

既に述べたように、観応の擾乱という騒動において、越後新田氏一族は新田氏本宗家と協力し、上杉憲顕ら上杉氏一門とともに、足利尊氏軍に対抗した。

しかし新田氏本宗家には、まだ尊氏方への抗戦の構えはあったようで、正平二十三年（北朝応安元年、一三六八）、新田義貞の三男新田義宗と、その従兄弟脇屋義治らは、上野、越後の国境で兵を集めて挙兵した。

するとこれを、上杉憲顕は関東の有力武士たちを動員してたちまち鎮圧してしまうのだ。

この新田氏に対する、上杉氏の掌を返すような態度。一連の挙兵と鎮圧を契機に、以後は上野国でも越後国でも、新田氏一族の組織的な挙兵や抵抗はあとを絶った。

先程から出てきている鎌倉公方というのは、室町幕府が設置した関東への出先機関の長官であり、関東公方とも称される。また関東執事とは、のちに関東

管領（かんれい）と呼ばれるが、鎌倉公方を補佐する役職名である。

上杉憲顕は越後の守護職とともに、関東管領も務めたということである。

ここに上杉氏の越後支配は揺るがすことのできないものとなった。

守護上杉氏と守護代長尾氏

守護は通常、鎌倉や京都にいて政務を執ることが多く、任された国を留守にすることが多い。その為、守護は代官を任命して、実際の政務に当たらせている。

この役職を「守護代（しゅごだい）」という。

越後国においては長尾（ながお）氏が守護代として代々継承していく。

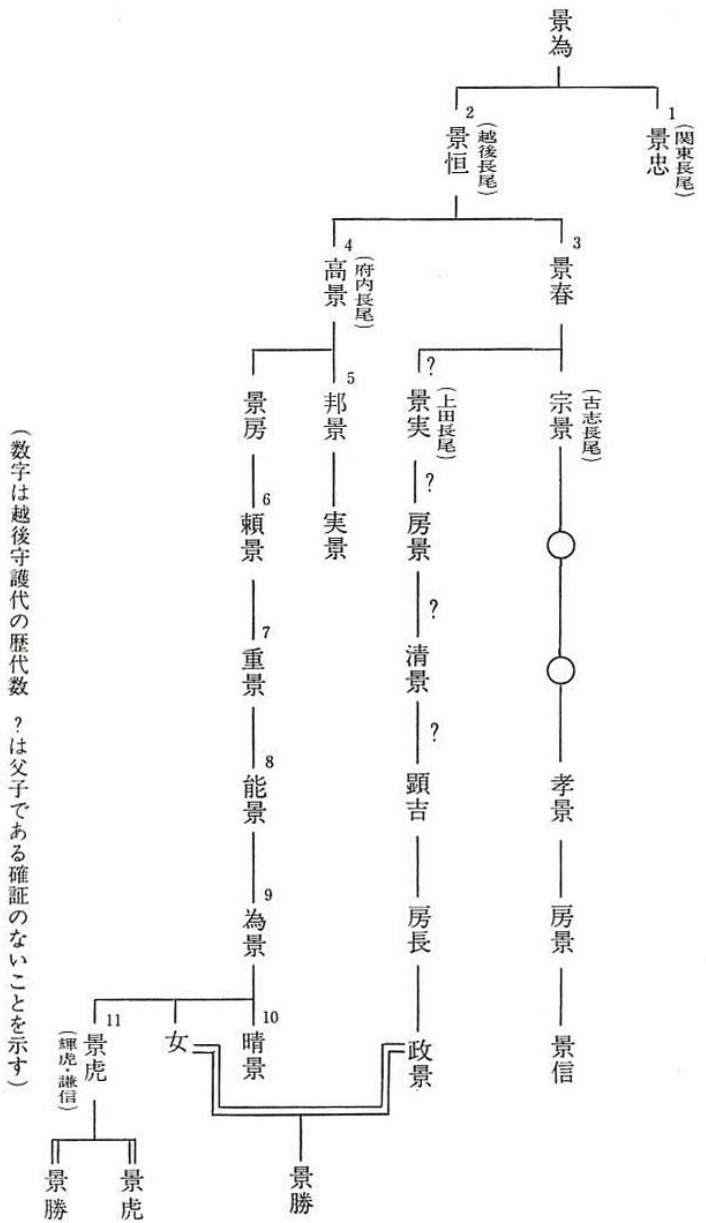

（数字は越後守護代の歴代数　?は父子である確証のないことを示す）

長尾氏系図

【川西町史編さん委員会編『川西町史　通史編　上巻』】

明応三年（一四九四）守護上杉房定が没し、房定の三男房能が後を継いで守護となるが、永正三年（一五〇六）に守護代長尾能景が討死すると、守護代となった長尾為景との間で対立するようになる。

この為景が上杉謙信の父である。

ここから為景の下剋上が始まるのだが、以降、上杉謙信登場までの過程を、簡単に追っていきたい。

まず翌永正四年（一五〇七）、為景は守護上杉房能の養子定実を擁立して房能排斥の兵を挙げる。

房能は関東にいる兄の関東管領上杉顕定を頼って、わずかの兵を率いて逃亡する。途中、直峰城（上越市安塚区）に立ち寄ったが、松之山まで落ち延びると、天水越で自刃した。

為景は定実の守護就任を幕府に認めさせ、その権威を背景に越後支配の実権を握る。

房能の兄である関東管領上杉顕定は復讐のため、養子の憲房を越後に攻め入らせ、妻有荘に入る。この当時、妻有荘は関東管領家の所領である。

為景の軍勢は妻有荘に攻め込むと、憲房の軍勢を破るが、永正六年（一五〇九）、関東から大軍を率いた顕定が越後に攻め入る。

この内乱は一年近くも続くが、形勢不利となった顕定軍が、関東を目指して引き揚げようとしたところ、顕定方であったはずの坂戸城（南魚沼市）の城主長尾房長の寝返りによって顕定軍は為景軍に包囲され、顕定は敗死する。

為景による一連のクーデターは成功し、為景の勝利で終わった。

しかしこの後も為景に対する反乱は続き、頸城、魚沼、古志郡一帯は内乱状態で、完全な支配権を確立できないまま、長子の晴景が後を継ぐ。やがて弟の景虎が兄と争って守護代を相続することとなる。

のちに政虎、輝虎そして謙信と改名する景虎は、この時十九歳であった。

謙信は内乱を克服し、国内の統制に努める。また守護上杉定実の死去により、上杉家が断絶したことから、上杉憲政（のりまさ）の要請を受けて憲政の養子となり、上杉氏を名乗るようになる。

上杉謙信は春日山城に本拠を置き、類い稀な軍略の才と財力をもって、有力な戦国大名にのし上がっていく。

上杉氏と青苧座

越後国内で佐渡の金山が発見され、それが上杉氏のものになったのは、謙信の後を継いだ景勝（かげかつ）の時代であるという。つまり謙信の時代には、まだ佐渡の金が財力とはなっていないのだ。

ではこれまで何がその財力となっていたのか、地域の重要な産業は何だったかといえば、第四章において紹介した「越後布」、そして「青苧（あおそ）」である。

越後布は、越後国で作られた布織物のことで、青苧を素材としている。

青苧は苧麻（ちょま）というイラクサ科の多年草の靭皮（じんぴ）繊維を精製して績（う）んだ糸である。苧麻は和名を「カラムシ」といい、越後国は日本一のカラムシの産地であった。またその越後布の生産地は、越後国全域に渡るものではなく、魚沼地方を中心として、刈羽郡小国郷、高柳郷や松之山郷の山間地帯が中心であったと考えられている。

> 越後は古くから良質の苧麻の産地として知られ、その靭皮（じんぴ）繊維を績（う）んだ青苧は、単に苧（お）とも呼ばれて越後布（えちごふ）の素材として広く利用されてきたが、中世になると地元で越後布を織るために自家消費するだけでなく、各地の麻織物の原料として利用されるようになり、なかでも経済の先進地であった近畿地方では、奈良晒（さらし）をはじめ近江の上布や蚊帳（かや）などの素材として越後産の青苧（あおそ）の需要が増加して、青苧そのもの

が商品として大量に取引きされるようになった。

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

青苧の商品化が始まった時期は明らかではないが、青苧の流通と販売は越後の青苧商人の個々の商行為ではなく、京都の公卿三条西家を本所とする「青苧座（あおそざ）」の座衆として組織的な経済活動の一環として行われていた。

座（ざ）というのは文献的には十二世紀ころから現われるといわれ、その活動は室町時代に最盛期を迎えている。

座が発生・成立した背景は、経済活動が未成熟で市場が狭隘な社会において不必要な過当競争を避けて業者の利益を確保するために朝廷や貴族・社寺などを本所として、その権威によって新規参入を防いで営業を独占すると共に、営業税や市場税・関税などを免除された排他的で特権的な同業者団体として誕生したものであり、越後青苧座も中世を代表する座のひとつであった。

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

「朝廷や貴族・社寺などを本所として」というところが、荘園の金の流れと似ている。この仕組みにおいては、特権階級と同業者団体だけが栄える状態になっていく。

座はのちに織田信長（おだのぶなが）の楽市楽座（らくいちらくざ）、つまりフリーマーケットのような自由な経済活動によって、その独占権が排除され消滅することになる。

文明十八年（一四八六）、三条西家は、越後府中（直江津）で青苧座に加入していない商人が、勝手に青苧を売買しているのを取り締まるよう幕府に訴えた。

すると守護代長尾為景は青苧取引の経済価値に着目して、家臣に青苧座の管

理を命じ、収益の独占を図る。

天文七年（一五三八）、三条西実隆が没すると、越後青苧座の実質的な管理権はすべて長尾氏の手に移ることとなった。

上杉謙信の時代からは、越後青苧座は上杉氏が掌握するようになり、謙信のあとを継いだ景勝も青苧座を重視した。

越後布は古来より上層階級の贈答品として珍重されており、鎌倉幕府時代の源頼朝も贈答品として使っている。

秀吉の天下統一と江戸時代

ここまで、足利政権下での上杉氏による越後支配の過程を見てきた。

室町時代前後の出来事を簡単に列挙するならば、明徳の乱、応永の乱、永享の乱、嘉吉の乱、そして応仁の大乱と、百年にわたる戦国の動乱といえる。

そんな群雄割拠、下剋上の世の中であるからこそ、越後国においても上杉氏が内乱に次ぐ内乱の末、支配を固めていくこととなった。

つまり、十五代も続いた室町幕府ではあったが、その組織は極めて統率力が弱いために、日本中が戦乱の世となる結果を招いたともいえる。

室町時代末期を戦国時代というが、織田信長の登場によってこれは終息され、豊臣秀吉は天下統一によって平和を確立し、最終的に室町時代と対照的な政権運営を達成したのが、徳川家康の江戸幕府であった。

織田信長が本能寺の変で急死すると、その後の混乱は羽柴（のちの豊臣）秀吉が明智光秀を滅ぼすことで収拾される。秀吉は織田信長の政治路線の延長で天下統一を進めていく中で、朝廷からは関白に任ぜられるなど、その地位を固めていった。

上杉謙信のあとを継いだ景勝は、こうした秀吉の台頭に対して提携する姿勢で臨んだ。

こうして秀吉とのつながりを堅固なものとした彼は、天正十四年と十五年に新発田に出兵し、十五年の十一月についに新発田家重を滅ぼした。こうして越後の統一は成り、翌十六年景勝はまた上京して従三位参議に昇進した。

羽柴秀吉との連携によって、景勝は思いもよらない出世を遂げたわけだが、秀吉との関係は平等な同盟ではなく、景勝が秀吉の傘下に置かれたことは明白であった。そしてこの後景勝は、秀吉の天下統一のための戦いに協力を求められ、自らのためでなく秀吉の要請によって転戦せざるを得なくなるのである。

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編1』】

秀吉は天下統一を果たすが、その後も文禄元年（一五九二）、いわゆる「文禄の役」と言われる朝鮮出兵に際して、景勝は五千の兵を率いて春日山を出発し、名護屋（名古屋）まで進み、翌文禄二年には朝鮮に渡っている。

この秀吉の朝鮮出兵は、結果としては大失敗に終わっており、それが豊臣政権崩壊の遠因とも見られてはいるが、未だにその目的や動機の解明に決定打はない。

しかしこの当時、地球の裏側ではスペイン、ポルトガルが欧州や中南米大陸の支配を進め、激しい覇権争いをしていた。

そして朝鮮出兵は当時「唐入り」と言っている。

朝鮮が目的ではなく唐の征服が目的なのだ。

日本を統一した秀吉としては、欧州の列強に対抗し東アジア一帯を支配する統一政権を画策したということは考えられるだろう。

また天下統一とは平和の実現であり、戦争の無い世の中の実現である。

それは同時に、武士が不要な時代の到来を意味する。

当然、武士は失業する。

要するに、失業対策としての戦争の創出という側面も考えられるのだ。

だとすれば景勝の出兵は、秀吉の要請に応えただけではなく、越後国の民衆が望んだことだったとも考えられるだろう。

ともあれ秀吉によって、景勝は独立の戦国大名としてではなく、秀吉に従属する大名として位置付けられた。この強力な秀吉の後ろ盾によって、景勝の越後国支配は推し進められていった。

そんな戦国の動乱が終息しつつあったこの時代、大名たちには「国替（くにがえ）」の命令が出される。

徳川家康は、秀吉の命により駿河、遠江、三河、甲斐や信濃半国を没収され、関東に入部している。また伊達政宗（だてまさむね）も米沢（福島県）から岩出山（宮城県）に移されている。

景勝にも慶長三年（一五九八）、越後を去り会津（福島県）へ移るよう、国替が命じられることとなる。

上杉景勝の移封に当たっては、武士は残らず会津に動かし、百姓は越後に残してゆけという秀吉の命令が出されていた。武士と百姓の区別はあいまいであったが、妻有の人々はそれぞれの立場に従って行動したのである。ただこの国替も所詮は一時的なもので、また景勝が越後に帰ることもあろうと考える者もいた。そして実際には越後に残った武士もかなりいたのである。

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

国替には様々な目的があったものと考えられているが、大きな意味合いとし

ては、大名が持つ「財力」と「権力」とを分離させるためではないだろうか。

再び戦国時代のように大名が立ち上がることへの牽制である。

景勝にとっては、せっかく苦労して支配を固めた越後国を捨てることは忍びないことであっただろうが、天下人秀吉には逆らうことが出来なかったであろう。

景勝の去った後には、秀吉の朋友である堀（ほり）氏が入り、新たな越後国の支配が始まることとなる。当地の百姓たちも新しい領主の支配のもとで、その関係性を築いていく。

百姓たちは多様な存在形態を持ち、やはり上層の百姓が村を指導してはいたが、一方で村全体の利害を重んずる動きもみえ、この時代の村は以前とは違う成長をみせていた。景勝の実施した検地では、村の中心に位置づけられた「中使」が一定の役割を担ったが、これは江戸時代の庄屋につながるような存在であった。近世の村役人のような人もすでに村にいたのであり、村で年貢を一括徴集するシステムも一応整っていたと考えられる。もはや領主と百姓が生身の人間として関わり合う時代は過ぎ、両者の関係は一種の契約関係に転化していたのである。

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

「検地（けんち）」とは、田畑の面積や収量の調査であり、課税対象地を明確にして効果的に税収を得るために行われたものである。

景勝は検地を実施しており、年貢の徴収システムが既に出来上がっていたということである。

地域に密着した百姓は、社会の基盤を担えるまでに成長し、領主はどこに行っても一応の徴税と支配ができる形になっていた。土地に深く根ざしていた領主たちも、この時代には地域から遊離し、政治や軍事に携わりながら給与を受取る存在になっていた。妻有の武士たちも謙信や景勝の命に従って転戦する中でその地域性を喪失したのである。彼らが結局はさしたる抵抗なく会津や米沢に移動できた事情はここにある。

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

支配者と被支配者がここに分断し、新たな社会構造が出来上がったということである。

これはすなわち、新田氏の入部から荘園制度下での開拓、そして武士または武装農民としての覚醒の歴史と、隔絶したことを意味する。

これ以後の当地での百姓の歴史、要するに我々の先祖の生き方に、さしたる変化は見られないと言ってもよいのではないか。

上杉氏が越後を去った後は、堀氏、徳川家からの松平（まつだいら）氏と、支配者は次々と代わっていく中で、被支配者である我々の先人は、変わらずこの地に住み続けていくのだ。

のちの織物産業の発展も、古くから行なわれていたとされるカラムシの栽培、青苧や越後布などの貿易により成り立っていた経済圏を、維持していくために辿った試行錯誤の歴史といえる。

被支配者として開拓した土地に根差し、その地を子々孫々守り住み続けることが当然であるという固定観念が、ここで既に定着していたと考えるならば、先人たちがどのような歴史を辿り、どのような思いからこの地域で暮らし始めたのかを考察するためには、この時代以前を重要視する必要があるのではないだ

ろうか。

以後は、培われた土地への執着を前提として、どうやって当地域での経済圏を維持していくか。どうしたら生活していくことができるかという模索の歴史である。

ここでもう一点、見落としてはならないことがある。

これから迎えることとなる、徳川家康による江戸幕府という政権下では、仏教界に檀家（だんか）制度が成立する。

檀家制度は、檀家の葬祭供養を独占的に執り行うことを条件に、寺と檀家の間に取り結んだ関係である。

これにより国民はすべてどこかの寺の檀家とならねばならず、それを離脱する自由は無い。寺は仏教徒として布教活動をする必要が無くなるのだ。

これは一見、仏教の保護にも見えるが、結果として仏教の弱体化を招き、堕落の道へと進むことになる。

しかしそこに至るまで、仏教は庶民の生活と密接な関係を持って、ときには大きな運動を巻き起こしながら、独自の発展を遂げてきた。

最終章では庶民の為の仏教、鎌倉新仏教（かまくらしんぶっきょう）について解説し、先人たちの思いについて考察していきたい。

第九章　鎌倉新仏教の影響

初期仏教

鎌倉時代に生まれた仏教は、鎌倉新仏教と呼ばれている。

新仏教というからには、旧仏教に相当するものがあったのだ。

鎌倉以前は大乗仏教、そして初期仏教と言われるものがある。

仏教がインドの釈迦族の王子ゴータマ・シッダルタによって始められたのは、紀元前五〇〇年前後と言われている。彼は一般的に「釈迦」と呼ばれている。

仏教は「輪廻」を前提としている。輪廻とはひとことで言えば、人が何度も植物を除く動物に生まれ変わる生命循環のことである。

そして仏教は、この輪廻という循環から脱することを求めている。これを解脱と言い、「悟りを開く」ということである。

また他人の救済は目的ではない。

自分の救済は可能である。

しかしそれは、「出家」という方法で家を捨て社会を捨てることでしか為せず、あくまでも出家が前提なのである。

では日本人にとっての仏教は、釈迦が唱える仏教を前提としているか。

否、まず輪廻を前提としていないのだ。

輪廻があるのならば、魂は再生されるはずで、お盆に墓参りに行ってもそこに魂は無い。そして現代では出家もまず考えられないことであろう。

家族を捨て、世を捨てることが、釈迦の初期仏教なのである。

これでは厳し過ぎるということなのか、多くの人々を救済すべく発展してできたのが大乗仏教と言われるものである。

大乗仏教

西暦紀元前後から千年近くにわたって、インドで数多くの大乗経典が編まれている。

代表的なものに般若経（はんにゃきょう）、浄土経（じょうどきょう）、法華経（ほっけきょう）、華厳経（けごんきょう）などがある。

大乗とは、「大きな乗り物」という意味である。

反対語としては小乗（しょうじょう）であるが、当然「小さな乗り物」という意味であり、大乗仏教側から見て、それ以前の仏教が自らの救済しか目的としていないことに対する、ある種の差別用語である。

二十世紀になってからは小乗仏教という言い方はせず、上座部（じょうざぶ）仏教と呼ぶことになっている。

実は大乗仏教の経典が、釈迦の没後数百年も経ってから、徐々に作られるようになった後世のものであることは、色々な証拠から明らかで、仏教学の常識となっている。これを大乗非仏説（だいじょうひぶっせつ）という。

私たち日本人が今、仏教と認識しているもののほとんどは、この大乗仏教である。そして大乗仏教の経典は、釈迦が述べたものではないということなのだ。

インドで生まれた仏教は、二つの方向に伝播する。

ひとつは紀元前三世紀に、小乗仏教がセイロン（スリランカ）に伝わっている。これはのちに、タイやカンボジア、ビルマ（ミャンマー）に伝わり、今も東南アジア一帯は熱心な仏教徒の多い一帯となっている。

もうひとつはガンダーラ地方に伝わり、中央アジア、シルクロードを経由して、徐々に中国に伝わることになる。

中国に仏教が伝わったのは後漢の明帝の時代に遡るともいわれ、大乗仏教がインドで盛んになっている時代と重なる。その後も途切れなく経典が伝わり、隋や唐の時代には国家の支持もあって、儒教を根本原則とする道徳や政治に相反しないようアレンジされながら、儒教に匹敵する勢力に成長する。

日本への伝播

中国から朝鮮半島経由で日本に仏教が伝わったのは、六世紀前半と言われている。

日本ではすぐさま論争が起こる。

保守派の物部氏（もののべ）と中臣氏（なかとみ）は次のように主張する。

日本には日本の神々がおいでになり、春夏秋冬、神をお祭りになるが故に、皇国は繁栄するのであります。今それを改めて、外国の神を礼拝（おが）まれますならば、恐らくは、日本の神々の怒りを招くでありましょう。

【平泉澄著『物語日本史』】

「日本の神々」とは『古事記』の神話にあるような天皇の祖先である。

それに対して渡来系の蘇我氏は、次のように論ずる。

西隣（にしどなり）の国々、皆これを信じ、これを敬っている以上、日本だけが、これにそむくべきではありますまい。

【平泉澄著『物語日本史』】

隣の巨大国家中国に倣うグローバル化を主張したわけである。

結局は仏教導入派が勝利することとなるが、ここでの重要人物は聖徳太子である。

聖徳太子は中国語や朝鮮語をよく理解し、仏教についての理解も、法華経、唯摩経（ゆいまきょう）、勝鬘経（しょうまんぎょう）の主要大乗経典を注釈した「三経義疏（さんぎょうぎしょ）」を著すなどしている。

また同じく中国の律令制度を導入し、中国に倣うことで日本の改造に着手し

た。のちに蘇我氏は天皇を蔑ろにする態度に出た為、中大兄皇子らのクーデターにより滅びる流れは、第三章で説明した通りである。

用明天皇とその皇子聖徳太子の時代に、皇室が神仏を二つながら尊ぶことが確立した。普通の国であれば、それまでの宗教がすっかり変わり失われるところであろうが、日本では神仏両存し、共に栄えて今日に至っている。

この頃、日本人は仏教を宗教としてではなく、学問の一種として考えていたと思われる。仏教を学ぶ者は学僧と呼ばれる。寺院は宗教の拠点というよりは、大学のようなものだったのである。

遣唐使船で中国に派遣された学僧の中に、最澄と空海がいた。

最澄は天台宗を学び、比叡山に延暦寺を開き、日本における天台宗の開祖となる。天台宗は中国の天台智顗によって開かれたものであり、織田信長による焼き討ちに敗れるまで、比叡山は日本仏教の中心として大きな役割を果たすことになる。

また空海は長安で真言宗を学び、青龍寺法主である恵果の唯一の後継者となり、帰国して高野山に金剛峰寺を開いて、真言宗の開祖となる。

真言宗は中国で最新の密教であり、平安貴族に人気を博していた。また天台宗も対抗して、最澄の弟子らが留学して唐から密教を伝え、台密と称するようになる。

一般に仏教における密教とは顕教に対する用語である。顕教が文字、経典、言語などの方便によって仏教の真理をあらわし説くのに対し、密教は、釈尊の秘密深奥な内証を説く真実法門の教えであって、その世界に至るには、心願をこめて祈りを捧げ（加持祈禱する）、釈尊（如来）と感応道交して一体となることである、とされている。

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

「方便（ほうべん）」とは「便宜的な手段」という意味である。

「嘘も方便」という言葉の「方便」である。

大乗否仏説が証明するように大乗仏教は、釈迦が言わなかったことを、さも釈迦が言ったことのように主張するため、経典が多数あり、また互いに矛盾も抱えていた。

それらになぜ正当性が与えられるかといえば、釈迦が我々に対して理解し易いように、個々のレベルに合わせるかたちで「方便」を使ったために、内容に食い違いが生じたのだという理論である。

そして顕教に対し、非合理的で神秘主義的な仏教が密教ということになる。

密教は、仏教というよりもヒンドゥー教に近いと言われているが、仏教の最新ヴァージョンとして中国に伝わり、空海によって日本で真言宗となる。

加持祈禱とは、護摩を焚くなどの、僧侶による大袈裟なパフォーマンスであり、オカルト信仰の雰囲気がある。

現在、越後における密教宗派は、真言系四九一か寺、天台系五七か寺で、真言系が圧倒的に多い。

空海が大同元年（八〇六）唐より帰国して真言密教を伝え、次いで高野山金剛峯寺を開創したのは、弘仁七年（八一六）であるから、真言密教寺院の成立は正式にはそれ以後でなければならない。したがって少なくも八〇六年以前創立とされる寺院は、飛鳥・奈良仏教にその成立の基礎を置くものとしなければならない。

この意味から真言密教寺院の源流となる古代創立を伝える寺院数は四三か寺であり、それらは中越地区に圧倒的に多く二四か寺を数え、次いで下越地区一一か寺、上越・佐渡各地区四か寺の順に多く分布し

ているが、越後において、平安時代以前創立を伝える寺院数が多いのは注目してよいことである。

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

同市史によれば、天台宗、真言宗が成立した八百年代の創立寺院は、四十か寺になるとのことである。

密教が越後の人々に求められていたということであろう。

しかしながら、十六世紀頃まで増えていく密教寺院ではあったが、現在は見る影がない。

現在妻有地方には真言宗寺院は一か寺もない。ただ『中魚沼郡風土志』や『中魚沼郡誌』の伝えるところでは、現在曹洞宗寺院の長安寺（川西町）、智泉寺（十日町市昭和町）、圓通寺（十日町市中条）、天台宗の大慶院（十日町市新座）、浄土真宗の西永寺（川西町）、正念寺（十日町市神明町）は真言宗であったといわれる。

また曹洞宗で本尊が釈迦如来以外の中世創立を伝える寺院に、東光寺（中里村倉俣―本尊・薬師瑠璃光如来）、廣大寺（十日町市下組―本尊・聖観音）、観泉院（十日町市土市―本尊・聖観音）、東光寺（十日町市南鐙坂―本尊・聖観音）があるが、その前身はあるいは真言宗であったかも知れない。また同じく曹洞宗で元天台宗であったとされる寺院は大竜院（津南町中深見―本尊・聖観音）、長徳寺（川西町友重―本尊・十一面千手観音）、神宮寺（十日町市四日町―本尊・十一面千手観音）である。これらの諸寺院の本尊はいずれも曼荼羅の中に見られる仏像を本尊としているので、密教とかかわりのあった寺院であったことは間違いなく、密教は妻有の人々に広く深く信仰されていたと

いうことができる。

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

要するに、民衆が求める信仰や時代の流れに応じて、真言宗や天台宗から他宗へ改宗したということである。

平安貴族は地方において、荘園領主としてその開拓を進めていたが、都では権力闘争、出世競争に明け暮れていた。また律令制の抜け道のようなものである荘園経営と、そこから得られる脱税に等しい収益による生活には、何らかの罪悪感や無常観を持っていたかもしれない。

そしてこれまで見てきたように、平安時代末期になれば、下から突き上げるような在地の武士の台頭が目覚ましく、武力を持たずしてそれら武装農民を統治するという不合理の中で、自らの地位に不安定を感じたことは、合理的な初期仏教よりも非合理であってオカルト信仰のような密教が、心の隙間を埋めるには十分だったのではないか。

時代は下るが、建武の中興の主役、後醍醐天皇は真言密教の行者であったという。

こうして密教は都の貴族たちに支持されるようになっていった。故に藤原氏の荘園であった当地においても、寺院が多数造られるようになっていったのではないだろうか。

ともあれ、日本に伝えられた最澄の天台宗、空海の真言宗であったが、当時大きな支持を受けていたのは、のちに弘法大師（こうぼうだいし）と言われた空海であったかもしれない。

しかし後世への影響という点では、伝教大師（でんぎょうだいし）と言われる最澄の影響が圧倒的に大きい。

ここから発展する鎌倉新仏教は、すべて最澄の影響を受けたものである。

浄土宗、浄土真宗も比叡山で修業した法然、親鸞が説いたものであるし、日蓮も比叡山で学んでいる。鎌倉新仏教の開祖の中に、最澄の影響を受けなかった者はいないと言っても過言ではない。

浄土信仰

当地域においては鎌倉時代以前、荘園領主である貴族の影響からか密教が伝わっており、大きな信仰の対象となっていた。

しかし現代においてはその信仰は見られず、江戸時代における檀家制度の確立を経て、残されている主な宗派は浄土真宗と曹洞宗である。

しかしその間の鎌倉時代、我々の先祖が日本史に登場するような強い意志を発揮した時代に、おそらく当地域において最大の衝撃をもたらした信仰はこれであろう。

鎌倉新仏教の中で、妻有に最初に足跡を印した事実が明らかなのは時宗である。

時宗の開祖一遍(智真)の立場は、「阿弥陀仏の衆生済度の誓願は　永遠の昔から決定しているのだから、信、不信にかかわらず救われる」という徹底した他力本願である。そしてその救済されていることへの歓喜と報恩のために鉦を叩き念仏を唱え踊躍する、「踊り念仏」を行ずることを主要行持とするのである。

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編1』】

鎌倉新仏教の枠組の中で、開祖たちの生没年を比較してみると、次のようになる。

法然（一一三三～一二一二）
栄西（一一四一～一二一五）
明恵（一一七三～一二三二）
親鸞（一一七三～一二六二）
道元（一二〇〇～一二五三）
日蓮（一二二二～一二八二）
一遍（一二三九～一二八九）

『十日町市史』にある、「妻有に最初に足跡を印した事実が明らか」という時宗の開祖一遍は、鎌倉新仏教の中では最も遅い生まれであり、承久三年（一二二一）の「承久の変」よりも後になるのだ。

一遍の開いた時宗は、法然や親鸞と同じ浄土信仰というものであるが、他の浄土信仰と比較して興味深いところは、室町時代に大流行したにもかかわらず、現代においてはほとんど忘れ去られているということである。

では「浄土信仰」とは何か。

簡単に言えば、「浄土」へ往生することによって、解脱、つまり悟りを開くという信仰である。浄土とは、解脱した者、つまり仏の住処であり「浄められた世界」ということである。

当然、浄土は解脱した仏の数だけあることになるが、「阿弥陀如来」の浄土を「極楽浄土」という。

現代で浄土と言った場合、ほぼこの極楽浄土のことを指している。

阿弥陀とはAmitabha（アミターバ：無量光）、Amitayus（アミターユス：無量寿）の音訳で、「寿命無限の光り輝く仏陀」という意味である。その実体はイランに広まっていたゾロアスター教（拝火教）という一神教が、仏教化したものといわれている。

この阿弥陀如来は、人々を救うために四八の誓願（本願）を立てたが、その中の十八番目の本願で「阿弥陀仏を信じる者は、極楽浄土に生まれ変わるために十回念仏すればよい」というのである。

これが「本願中の本願」という意味で、「王本願（おうほんがん）」と呼ばれる、浄土信仰の要とされているものである。京都の本願寺の寺号はここから来ている。

そして極楽浄土に往生すると、阿弥陀如来の力でランクが上がり、さらに死んで再生されると「成仏」、つまり「仏に成れる」というのである。要するに極楽浄土への往生は、同時に解脱が約束されるというわけである。

では「念仏」とは何をすればよいのか。

極楽浄土へ往生する手段である念仏の方法として、「観想（かんそう）念仏」というものがある。

これは阿弥陀如来や極楽浄土の有り様を思い浮かべることによって、念仏を行なうというものである。観想念仏は浄土三部経（じょうどさんぶきょう）の『観無量寿経（かんむりょうじゅきょう）』に説かれている方法に論拠がある。

観想念仏を行なう一番良い方法は、現世に極楽浄土の有り様を再現することである。

藤原頼道が建立した国宝、宇治（うじ）の平等院鳳凰堂（びょうどういんほうおうどう）は、中央に阿弥陀如来を安置した観想念仏のための建物である。また藤原道長（みちなが）の法成寺（ほうじょうじ）も浄土信仰の産物である。道長は死に際して、法成寺の本堂に床を敷き、阿弥陀如来と自分の手を五色の糸で繋いで臨終を迎えたという。

ではこのような観想念仏は、誰にでも可能か。

藤原氏ら貴族のように、莫大な財力と時間のある者にしか、出来ないことなのである。

この時点で浄土信仰は、一部の上流階級に支持されることはあっても、まだ大勢の民衆を救うようなものにはなっていない。

ここで浄土宗の開祖、法然が登場する。

平安時代末期の公領あるいは荘園の中において百姓は、労働の成果を、貴族や寺社、そして新しく登場しつつあった社会階級の武士らに奪われていると感じていた。

その百姓は、一部の上流階級のような、仏教によって救われるべく出家したり経典を読んだりする余裕はなく、社会的地位や名誉も与えられていないという疎外感を感じていた。

そんな社会情勢で法然は、誰もが簡単に救われる道はないかと模索する。

そこで考えられたことは、数ある極楽往生の条件の中で、念仏を重視するというものであった。

「南無阿弥陀仏（なむあみだぶつ）」

この念仏を唱えれば良いというのだ。

これを「称名念仏（しょうみょう）」という。

字が読めない百姓や、どんな悪人であっても、念仏を唱えれば極楽に往生できるとしたのだ。

称名念仏は観想念仏よりもはるかに容易で、財力も時間も必要としないとあって、さまざまな階層の人々に支持され、爆発的に流行することとなる。

しかし、自力による修業を一切排除し、阿弥陀如来の絶対的な力を信じ、それにすがって往生を遂げようとすること。これを他力本願というが、旧仏教派からの強い反撥を受けることになる。

つまり、そんなものは仏教ではないという批判である。

結局法然は異端者扱いされ、朝廷から弟子たちとともに流罪を言い渡される。

法然とともに流罪となった弟子に、親鸞がいる。親鸞は越後に流罪になっていた。

親鸞は浄土宗に限界を感じ、「浄土真宗（じょうどしんしゅう）」を考え出す。

浄土宗では、念仏を何回唱えたかという回数が問題となっている。

親鸞にとっては、その回数にこだわる行為が自力であり、修業であるというのだ。親鸞の浄土真宗では、念仏を修業ではないと考える。

つまり念仏は一回唱えれば良い。それも心の中で唱えるだけでも十分であるということなのだ。

これはつまり、極楽往生のために人間の主体的行為は必要なく、すべて阿弥陀の力に委ねるのが正しいという、絶対他力という思想である。

人々の救済については、悪人であろうと善人であろうと、阿弥陀の前には区別がないということでもある。これを「悪人正機説（あくにんしょうきせつ）」という。

また修業の否定は出家の否定でもあり、出家を認めないから寺もない。修行僧ではなく在家信者でもないという立場である。

すると何と、僧侶ではないからということで「妻帯」したのである。

これまで僧侶は表向き「女犯（にょぼん）」が戒律により禁じられている。

妻を持つことなど認められるはずがない。

しかし傍から見れば明らかに僧侶の身である親鸞は、僧として初めて公式に妻帯したことになる。これは世界の仏教史上、画期的・革命的な事件であった。

この阿弥陀の前に平等という考え方は、宗派や身分に関係なく階級のない平等な社会を実現できるということで、百姓に大いに受け入れられた。

そしてこの後、さらに浄土信仰を徹底させる人物が現れる。

それが先程紹介した、鎌倉新仏教では最も後発の一遍である。

今一度同文を引用してみよう。

> 時宗の開祖一遍（智真）の立場は、「阿弥陀仏の衆生済度の誓願は　永遠の昔から決定しているのだから、信、不信にかかわらず救われる」という徹底した他力本願である。そしてその救済されていることへの

歓喜と報恩のために鉦を叩き念仏を唱え踊躍する、「踊り念仏」を行ずることを主要行持とするのである。

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

要するに、とてつもなく偉大な阿弥陀如来の前にあっては、我々ごときが阿弥陀如来を信じようが信じまいが、極楽浄土へ往生できること、すなわち救われることは既に決定していることなのだということだ。そして救済されていることへの喜びの表現として、「踊念仏（おどりねんぶつ）」をするというのである。

つまり、一遍は周囲に集まる信者とともに、鉦（かね）を叩きながら「南無阿弥陀」を繰り返し唱え、踊り狂うわけである。

では時宗はいつ頃当地に扶植、伝播したのであろうか。

一遍の死後、二祖真教（しんぎょう）は、師の志を継いで布教に専念し、十三世紀の末、同行者と共に越前（福井県）に布教したが、平泉寺僧徒の迫害を受けた。そこで一行は、一時加賀（石川県）に逃れ、のちに越中（富山県）に入り、次いで正応六年（一二九三）越後に入った。そして柏崎、池（南蒲原郡中之島村）において布教し、次いで妻有に遊行布教したのである。

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

一遍が時宗を開いたのは建治元年（一二七五）であるから、最初の元寇の翌年である。

一遍が亡くなったのは正応二年（一二八九）であるから、時代は鎌倉幕府滅亡と建武の中興へ向かう中、北陸地方を北上しながら越後に入り、そして当地に入ってきたということだ。

来迎寺所蔵「一遍上人絵詞伝」によれば、「越後国波多岐庄中条七　郎蔵人」という人が、正応六年のころ真教に対面して他力本願念仏往生の安心を説く時宗の念仏に帰依し、後に出家して浄阿弥陀仏と称した。彼の臨終往生の時は、奇端が現われ、霊光輝き、異香内外に薫り、骨を拾うときは瑞雲が発し、音楽が聞え、「骨はみな五色にして仏舎利」のようであった、といわれる。これらのことによって鎌倉時代の末には、時宗の称名念仏が当地に扶植し広まっていったことが知られる。

【十日町市史編さん委員会編『十日町市史　通史編１』】

踊念仏というスタイルで単純な動作を繰り返していると、やがて興奮状態、恍惚状態となり、我を忘れてエクスタシーの状態になる。この状態になったときを、「踊躍歓喜」といい、心が仏と一つになったとする。おそらく幻視、幻聴もあったであろう。

また初期仏教の段階から、女性は救済の対象にはされていないのだが、法然の浄土宗から女性にも開かれるようになっており、一遍の教えに対しては女性が大挙して信者、尼になっているという。

そして重要なことは、一遍の教えが都市的な場所に広まっているということである。

一遍は「遊行」という方法で旅をしながら布教をしている。これは交通網が安定していなければ出来ないことである。第一章で出てきた「津」や「泊」、「宿」などの、商人や金融業者によるネットワークがあってこそ、その布教が可能であった。

当地域にその信仰がもたらされるということは、おそらく農業によるものではないネットワークがあったこと、商業による貿易を前提とした大きな経済圏

があったことを示唆するものであるし、またその信仰を受け入れるだけの機運が内在していたということでもあろうと思う。

商品流通が進み、封建支配の収奪の中で農民が下人として新しい型の農奴に再編成されていく時期に、一遍は、民衆に救済を約束して短時日で時宗の流行を現出した。

元の来攻は、北条政権にながい戦争体制をとらせ、その物質的負担は、そのまま農民の肩にのしかかっていた。一遍は、民間の聖（ひじり）の活動の伝統を受けて、浄土の信仰と神祇崇敬を結び付けた。念仏の現世利益と宗教的昂奮を主軸とする一遍の布教は、民衆に迎えられて大きな成果を挙げた。一遍の周囲に集まった人びとは、農民、商工民、漁民、武士、神職など種々雑多であったが、その主力は、古来の神祇信仰に生きるまずしい民衆であった。

【村上重良著『日本宗教事典』】

我々は「まずしい民衆であった」。おそらくそうであろう。

第二章で見たように、波多岐庄の名は、文治二年（一一八六）、源頼朝が京都の朝廷に報告するために出した文書で、年貢の滞っている荘園の名として記録されているのである。

鎌倉幕府が成立して守護と地頭が置かれると、当地域における公領と荘園の経営は、ともに平安貴族から鎌倉幕府の管理下に入った。それは我々の先人にとって、歓迎することであったかもしれない。

鎌倉時代末期の執権北条氏は、商人や金融業者と結びついて、河海や山野の交通路を積極的に支配しようという意思があった。

では、支配者と被支配者つまり我々の先人、双方の思惑とはいかなるものだっ

たのだろうか。

そしてそこへ伝播してくる一遍による時宗。

時宗は偶然ここにやってきたのか。

それとも時宗を呼び込む素地が出来上がっていたのか。

その真相については、先人が判断した鎌倉時代末期の動向を考察するべきであろう。

一遍の踊念仏は、やがて村々の「盆踊り」の源流となる。

先に記したように、一遍の開いた時宗は、法然や親鸞と同じ浄土信仰の中では後発とはいえ、室町時代に大流行したにもかかわらず、現代においてはほとんど忘れ去られている。

しかし、その活動による念仏の普及浸透は、南北朝時代以降の浄土信仰の展開を促すには、重要な役割を担ったと言えるのではないだろうか。

あとがき

当歴史探究委員会では、「歴史」に対する考え方として、基本方針の中で次のように定義付けた。

「人々を動かしてきたもの、動かすものは事実ではなく、事実として受け容れられたもの。」

これが「歴史」であるということだ。

「事実として受け容れられたもの」であるから、それが仮に嘘、偽りであったとしても構わない。少なくともその当時、「事実」として認識されるに足る事象であったからこそ、その真偽不確かなものに確信が与えられ、それが真実であるという共通認識が醸成されたからこそ、それを前提として次のアクションへと展開される。

こうして「事実認識の連続」として「歴史」が出来上がっていく。

歴史には検証、考古学的な発掘などの結果、「新事実」が浮かび上がることもある。しかしそれは事柄の新発見の域を出ない。あくまでも歴史を作ったものは、当時「事実として受け容れられたもの」である。

当委員会の活動において、我々の先人たちの生い立ちから、その思いを確認することは難しかった。なぜなら、とにかく史料が少ないのである。まして委員会メンバーは、特別に歴史を学んだ者たちというわけでない素人の集まりだ。

史料が少ないことは、本文中でも述べたように、記録する術が無かったり、伝承されなかったり、あるいは史料として消えてしまったことが原因かもしれない。

もしくは時代の勝者の論理で、敗者の歴史が消されてしまったということも考えられる。歴史は常にそのような情勢下に置かれ、影響を受けるのだ。

「事実の認識」が「歴史」であるのならば、事実の認識の数だけ歴史がある。

故に、人それぞれあるいは国々によって歴史が存在してよい。

大胆な憶測で歴史を語るようなことは避けたいところではあるが、我々の祖先は、本文中で述べたように、神話にあるような出雲族の支配が及んでくる中で合流を始める。現存する神社の祭神から考えて、北陸方面からあるいは関東方面から、その支配や人の流れを感じることができるのではないか。

やがて国譲りによって、支配者が出雲族から天皇家の祖先に代わっても、そのルートは生かされる。律令制の抜け道のようなものではあったが、荘園の発展とともに促されるように人々は移り住んで開拓を始める。土地への執着も芽生えたことだろう。鎌倉時代には新田氏が在地の人々との血縁を深め、同族意識を深めながら、次第に十日町市、津南町に越後新田氏一族として広がっていったのである。

荘園の中で藤原氏の権威下ではあったが、新田氏は実質的な支配者となると、そこへ体制への不満による建武の中興に乗じて、武士団、武装農民である一族は、生きるため、生きていくために蜂起する。

第七章では、越後新田氏一族が、なぜ新田本宗家にあれほど尽力したのか、未だに説明が難しいとされていることを紹介した。それは惣領家との強い結び付き、絆であると考えられている。

しかし見方を変えることもできる。

第九章で述べたように、鎌倉時代末期の執権北条氏は、商人や金融業者と結びついて、河海や山野の交通路を積極的に支配しようという意思があった。商業によって生活を成り立たせていた我々の先祖が、これに圧迫感と不満を抱いていたとすれば、反幕府の動機はあったともいえる。一遍の時宗が迎えられる背景としても十分だろう。

結末から見ると鎌倉幕府倒幕の目的は、後醍醐天皇にとっては革命（律令制の再興）であったのに対し、足利尊氏はクーデターによる政権交代であった。

結局この思惑の違いで、建武の中興があっけなく破綻することになるが、当初から後醍醐天皇は、源氏の嫡流である尊氏の武士団の統率力を、また尊氏は後醍醐天皇の権威を、互いに利用しようとしている。

地方の武士や百姓にとっては、北条氏の鎌倉幕府を倒してくれるのであれば、誰に付いても構わなかったが、倒幕後の目論見として、尊氏が武士団を統率して幕府を新生することは期待されていたかもしれない。

このとき既に源頼朝の一族は絶えていた。そして第六章の系図で確認したように、足利氏と新田氏は同じ源氏だが、嫡流となったのは足利氏である。武家の棟梁として最後にトップに立つ者は、無位無官の新田義貞ではなく、源氏の嫡流で身分の高い尊氏であると考えられていたならば、越後新田氏一族が大軍を率いたのは、新田氏本宗家である新田義貞のためではなく、足利尊氏に期待してのことだったのかもしれない。

勿論、本宗家は全く無視できるものではないだろうから、第七章で書いたように、尊氏が後醍醐天皇に反旗を翻すと、これと戦うことにはなる。ここで注目なのは、新田義貞軍にいったんは敗れて九州に落ちのびた尊氏が、翌年態勢を立て直すと、楠木正成が後醍醐天皇に尊氏との和睦を進言しているのだ。天皇はこれを拒否するのだが、おそらく正成は、尊氏が多くの武士や武装農民からの支持を得ていることを察知していたのではないか。

そのような見方をすると、第八章で見た足利方の上杉氏による支配に、我々の先祖が比較的すんなりと従属する姿勢も理解できるかもしれない。

このように、本文中でご紹介した事柄を、自由な見方や発想で推測しながら、先人たちの思いを考察してみてはどうだろうか。

平成二十六年十一月二十三日　新嘗祭

歴史探究委員長　若井悠里

関連年表

	538	仏教伝来
	607	聖徳太子、隋へ国書を出す
	622	聖徳太子死す
大化元年	645	大化の改新　中大兄皇子（天智天皇）、蘇我入鹿を討ち蘇我一族を滅亡させる
大化二年	646	改新の詔
	663	白村江の戦い　日本・百済連合軍、唐・新羅連合軍に敗れる
	672	壬申の乱　大海人皇子即位（天武天皇）
	689	飛鳥浄御原令
大宝元年	701	大宝律令
和銅三年	710	平城京へ遷都
養老七年	718	養老律令
養老四年	720	『日本書紀』成る
延暦三年	784	長岡遷都の詔
延暦十三年	794	平安遷都
延暦十六年	797	坂上田村麻呂を征夷大将軍に任ずる
延暦二十年	801	征夷大将軍坂上田村麻呂の遠征開始
延暦二十四年	805	最澄、天台宗
大同元年	806	空海、真言宗
弘仁七年	816	検非違使を置く
寛平六年	894	遣唐使廃止
承平五年	935	平将門の乱始まる（940敗死）

保元元年	1156	保元の乱　後白河天皇、崇徳上皇に勝つ
平治元年	1159	平治の乱　平清盛、源義朝に勝つ
永暦元年	1160	源頼朝、伊豆へ配流
仁案二年	1167	平清盛、武士として初の太政大臣となる
義和元年	1181	平清盛病死
文治元年	1185	源義経、屋島、壇ノ浦で勝ち平家を滅ぼす
		北条時政、入京し守護、地頭設置の権利を得る
建久元年	1190	源頼朝、入京し右近衛大将に任ぜられるがすぐ辞職
建久三年	1192	源頼朝、征夷大将軍となる
正治元年	1199	源頼朝死す
承元元年	1207	法然を土佐、親鸞を越後へ配流
承久三年	1221	承久の変、後鳥羽上皇挙兵も北条義時らに敗れ、隠岐へ流される
嘉禄三年	1227	道元、曹洞宗
貞永元年	1232	北条泰時、関東御成敗式目（貞永式目）制定
文永十一年	1274	文永の役（第一次元寇）　元・高麗連合軍日本に侵攻も敗退
建治元年	1275	一遍、時宗
弘安四年	1281	弘安の役（第二次元寇）　元・高麗および旧南宋連合軍日本へ侵攻も、再び敗退
弘安七年	1284	北条時宗死す
永仁五年	1297	幕府、徳政令（永仁の徳政令）を実行
文保二年	1318	後醍醐天皇即位
正中元年	1324	正中の変　後醍醐天皇の倒幕計画発覚
元弘元年	1331	元弘の変　後醍醐天皇の立案により、楠木正成挙兵も

		敗れる
元弘二年	1332	後醍醐天皇、隠岐へ流される
元弘三年	1333	後醍醐天皇、隠岐を脱出し京都へ帰還
		足利尊氏、新田義貞らの挙兵により鎌倉幕府滅亡
建武元年	1334	建武の中興
建武三年	1336	楠木正成敗死
		足利尊氏入京、北朝を擁立
		後醍醐天皇、吉野へ脱出（南朝始まる）
暦応元年	1338	新田義貞敗死、足利尊氏征夷大将軍となる
観応元年	1350	観応の擾乱（～1352）
文和元年	1352	足利直義毒殺
応仁元年	1467	応仁の乱
永正四年	1507	上杉房能、長尾為景に攻められ自害
永正七年	1510	上杉顕定、長尾為景に敗死
永禄三年	1560	桶狭間の戦い
永禄四年	1561	長尾景虎、上杉氏を嗣ぐ（上杉謙信）
天正元年	1573	室町幕府滅ぶ
天正六年	1578	上杉謙信死す（49歳）
天正十年	1582	本能寺の変　織田信長死す（49歳）
天正十三年	1585	羽柴秀吉、関白となる
天正十四年	1586	羽柴秀吉、太政大臣となり豊臣姓を賜る
天正十六年	1588	諸国に刀狩、海賊禁止令
天正十七年	1589	各地で検地行う
天正十九年	1591	唐入り（朝鮮出兵）を命ずる
文禄元年	1592	文禄の役（第一次出兵）始まる（～1595）

慶長二年	1597	慶長の役（第二次出兵）始まる
慶長三年	1598	豊臣秀吉死す（63歳）
慶長五年	1600	関が原の戦い
慶長八年	1603	徳川家康、征夷大将軍となり、江戸幕府を開く

日本史からみた十日町市と津南町

著作関係者

二〇一四年度　公益社団法人十日町青年会議所　歴史探究委員会

代表執筆者　委員長　若井　悠里

執筆　副委員長　藤田　尚

監修　委員　井沢　元博　村尾　猛　山田　陽輔

江村　文里　太田　記史

平成二十六年十一月二十三日